

平成25年塩尻市議会9月定例会

総務環境委員会会議録

日 時 平成25年9月12日(木) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審査事項

議案第1号 平成24年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費14目人権推進費及び16目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、財産に関する調書

出席委員・議員

委員長	古畑	秀夫	君	副委員長	横沢	英一	君
委員	山口	恵子	君	委員	森川	雄三	君
委員	青柳	充茂	君	委員	柴田	博	君
委員	塩原	政治	君	委員	中原	輝明	君
議長	五味	東条	君				

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会議務局職員

事務局長	宮本	京子	君	事務局次長	石川	忍	君
庶務係長	小澤	秀美	君				

午前9時58分 開会

委員長 おはようございます。定刻より少し早いですが、全員おそろいでございますので、ただいまから9月定例会総務環境委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員が出席しております。

それでは、審議に入る前に理事者から挨拶があれば、お願いします。

理事者挨拶

副市長 おはようございます。委員会をお開きをいただきまして、大変ありがとうございます。本委員会におきましては条例案件のほか、とりわけ平成24年度の一般会計ほかの歳入歳出決算認定をお願いしてございます。どうぞよろしく御審議をいただきまして、原案どおりお認めいただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

委員長 では、本日の日程について申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。日程について副委員長から説明させます。

副委員長 おはようございます。それでは、本委員会の日程、御説明させていただきたいと思いますが、本日とあすの2日間行うわけでございますが、案件が多いため現地視察は予定しておりません。懇親会は9月の定例会の最終日に行われるということになっておりますので、よろしくお願申し上げます。以上でございます。

委員長 ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただきますよう御協力をお願いいたします。また、発言に際しましては必ずマイクを通していただきますので、スイッチ等に気をつけて発言をお願いいたします。説明者、答弁者にはワイヤレスマイクを回していただいて、マイクのスイッチを確認の上、発言をお願いいたします。議事進行への御協力をお願いいたします。

それでは、議案審査に入る前に普通会計の決算概要についてお手元の大きな資料ですが、説明をお願いいたします。

財政課長 それでは、普通会計決算の概要について説明をさせていただきます。決算説明資料の60ページにもございますけれども、そのカードを拡大したものを使って説明をさせていただきます。説明資料の120ページでございました。申しわけございません。それは、小さくて大変見にくいものですから、A3に拡大したものを委員さん方には配付をさせていただいております。よろしくお願いたします。この表につきましては、総務省が全国的に統一したルールに基づきまして、決算状況を調査する財政状況調査、一般的には決算統計というふうに言われておりますけれども、その結果をまとめたものでございます。本市につきましては、一般会計のほか住宅新築資金等貸付事業特別会計、また奨学資金貸与事業特別会計を合わせまして1つの会計として計上しております。また、この会計間におきます繰り入れですとか、繰出金といった重複部分につきましては、相殺をして処理しておりますので、御承知いただきたいと思っております。

(資料「平成24年度普通会計決算状況」説明)

委員長 普通会計の決算概要について説明をいただきましたが、この件について質問がありますか。審査していく中で何かありましたら、また質問をいただきたいと思っておりますが、よろしいですか。

議案第1号 平成24年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費14目人権推進費及び16目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)、9款消防費、12款公債費、13款諸支出

金、14款予備費、財産に関する調書

委員長 それでは、議案第1号平成24年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。慣例によって歳出から説明をしていただきますが、たくさんありますので区切って行います。初めに歳出1款議会費64ページから2款総務費1項17目公平委員会費99ページまでの説明を求めます。説明者は議案にあわせて適宜入れかえを行ってください。それでは、説明をお願いいたします。

議会議務局次長 それでは、1款議会費から御説明をさせていただきます。決算書あわせて決算説明資料をごらんいただきたいと思います。まず、最初でございますけども、決算書64、65ページをごらんいただきたいと思います。議会費でございますけども、全体で2億4,185万円余の決算額となっております。なお、一般給与費、人件費等につきましては、後ほど人事課のほうから説明がありますので省かせていただきます。

それでは、65ページの備考欄をごらんいただきたいと思います。まず、最初の白丸、特別職給与費でございます。1億8,108万円余でございます。1つ目の黒ポツ、議員報酬ですが、9,490万円余となっております。これにつきましては、22名の議員さんの報酬となっております。2つ目の黒ポツ、議員期末手当でございますが3,266万円余で、次の3つ目の黒ポツ、議員共済給付費負担金5,322万円余となっております。これにつきましても、22名の議員さんの経費となっております。

続きまして、次に3つ目の白丸でございます。議会活動費になります。説明させていただきます前に、決算説明資料の32ページをごらんいただきたいと思います。議会活動費につきまして、主な事業について御説明をさせていただきます。取組内容といたしましては、1つといたしまして、例年行われております議会報告会を7日間、春5地区、秋5地区を開催をさせていただきました。内容といたしましては、平成23年度の決算の主な部分等につきまして、各班の常任委員長さんから報告、説明をさせていただきました。2つ目といたしまして、今この場で使用しております赤外線会議記録システムの購入をいたしました。成果といたしましては、議会報告会につきましては、議会からの報告のほかに、各地区での課題について意見交換をする等できまして、参加者延べ365人の参加がございました。2つ目の赤外線会議記録システムにつきましては、ここに今使用しておりますマイク等、またセンター装置等の購入ということでございます。

決算書に戻っていただきまして、65ページでございます。議会活動費でございますが、全体で1,979万円余となっております。まず5つ目の黒ポツでございますけども、費用弁償でございます。これにつきましては、金額264万円余となっております。これにつきましては、議員さん方の費用弁償になっておりますけれども、行政視察、会議出席などについての伴う費用でございます。9つ目の黒ポツでございます。印刷製本費でございます。252万円余となっております。これにつきましては、定例会4回分などの議会だよりの発行の費用となっております。12番目の黒ポツでございます。本会議会議録検索システム委託料でございます。95万円余となっております。これにつきましては、ホームページ上での会議録の検索についての委託料でございます。次の黒ポツ、議会映像配信委託料109万円余となっております。これにつきましては、議会中継の委託料でございます。次の黒ポツ、会議録作成委託料302万円余となっております。これにつきましては、会議録データ等の作成委託料となっております。3つ飛ばしていただきまして、次の黒ポツ、備品購入費420万円でございます。これにつきましては、今、決算説明資料でも御説明をさせていただきましたけども、この場で使用しておりますマイクやセンター装置、移動式密集棚等の購入費となっております。以上が、議会費

の主な内容でございますので、よろしくお願いたします。

人事課長 続きまして、決算書 66、67 ページをお願いいたします。2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費の最初の白丸、委員等報酬につきましては、嘱託員報酬 16 人分ということで、これにつきましては、庶務課、財政課、秘書等の嘱託員、あるいは産休代替等の嘱託員分でございます。

特別職給与費につきましては、理事者 2 名の給与、手当等でございます。

その下の職員給与費につきましては、一般職員給与 81 人分で、これは総務部、協働企画部、また会計課等の職員に対する給与でございます。その下の黒ポツ、一般職手当 6 億 9,000 万円余のうち退職手当につきましては 21 人分、4 億 8,500 万円余がこれに当たります。ちなみに、これは前年度比 4 人の減、8,000 万円余の減でございました。

臨時職員給与費につきましては、庶務課等の臨時職員 3 人分と産休代替等の臨時職員分でございます。以上が、人事課の所管している人件費ですが、他の部署の人件費につきましても該当科目ごとに、一般職の正規職員につきましては備考欄に職員給与費として、また嘱託員につきましては委員等報酬として、臨時職員につきましては臨時職員給与費として決算額が記載されておりますので、以下、よろしくお願いたします。

安全・施設整備担当部長 それじゃ、続けてお願いたします。庶務課の関係になりますけれども、一般管理事務諸経費 2,967 万円余でございます。主なものでございますけれども、これにつきましては、庶務課の経常的経費でございますけれども、7 行目の電話料 734 万円余ですが、電話料につきましては 24 年度光回線に改修をすることによりまして、使用料の減額を図るということで工事を行っております。前年度に比へまして、電話料につきましては、約 4.2% 減額となっている状況でございます。それから、中段の黒ポツであります、市民総合賠償保険料 111 万円余でございます。これにつきましては、市の行事の参加中、または区または市民団体等がボランティアを行った場合において、けが等をなされた場合についての補償金、または市が管理する施設で市に瑕疵があつてけがをされた場合における賠償等に充てるものでございますが、24 年度につきましては、総額で 623 万 5,000 円が支給されております。対象としまして 4 件ございました。ちょうど小曾部におきまして、除雪中にお亡くなりになられた方もございまして、それに対してのお見舞い金もここから出させていたっていると、支給させていただいているという状況でございました。次にそれから 4 つほど下へ行きまして、自動車等借上料でございますが、1,226 万円余でございますが、これにつきましては、庶務課で管理する庁用車の 9 台分のリース料、それとバスの借上料等が主なものとなっておりますので、よろしくお願したいと思います。主なものにつきましては、以上でございます。

秘書広報課長 その下の丸、秘書事務諸経費をお願いいたします。573 万 5,000 円余でございますが、上から 3 つ目の黒ポツ、市長表彰等記念品代でございますが、こちらにつきましては毎年 11 月 3 日に表彰しております市長表彰と、中学校の卒業式の日々に伝達しております義務教育 9 カ年皆勤表彰、この 2 つの表彰にかかわる記念品代でございます。市長表彰につきましては、24 年度は有功表彰 6 人、善行表彰 1 人と 4 団体を表彰してございます。義務教育の関係では、16 人が皆勤表彰ということで表彰してございます。次の 68、69 ページをお願いいたします。上から 2 つ目の黒ポツ、交際費でございますが、こちらは市長の対外的活動や交際に必要な経費でございますが、161 件の支出がございました。大体 60% くらいは、会議に伴います会費でございました。その 9 つ下でございますが、全国市長会負担金、また県市長会負担金でございますが、こちらにつ

きましては、人口割、また平均割で計算された負担金を支出してございます。3つ下でございますが、信州塩尻会事業補助金でございますが、こちらにつきましては東京、名古屋、関西と3つ信州塩尻会がございますが、こちらの2月に塩尻会を開催してございますが、それぞれの事業の補助金でございます。こちらにつきましては、会場使用料とか通信費等の事務的経費のみを支出してございます。以上でございます。

安全・施設整備担当部長 続けてお願いをいたします。庁舎施設管理費5,684万円余でございます。決算説明資料あわせて32ページごらんいただきたいと思いますが、これにつきましては、本庁舎のですね、日常的な維持管理に要する費用ということとなっております。前年度に比べまして3.1%の減額という状況でございます。主なものにつきましては、2行目の燃料費740万円余、それから3行目の電力使用料1,181万円余、これにつきましては、デマンド監視システムを活用する中で、特に節電意識の庁内での高まりもありまして、前年度に比べまして使用量、量ですが6.5%の削減を図ることができております。それから、11行目になりますけれども、庁舎管理業務委託料ということで724万円余でございますが、これにつきましては、庁舎の清掃業務、それから環境等の調査等、法定に基づく調査に要する費用等の委託費でございます。それから、その下の電話交換業務委託料618万円余でございますけれども、これにつきましても、電話交換業務を民間に委託しまして、約日に1,000件ほどございますけれども、これの処理を行っていただいているという現状でございます。なお、3月9日未明の庁舎地下における火災の事件におきましては、残念ながらまだ現在まで捜査状況、捜査中ということで、警察のほうも大きな進展が見られないということで、苦慮しているということで報告はいただいておりますが、なかなか難しい状況だということでございます。

それから続きまして、めくっていただきまして70、71ページ、説明資料でいきますと33ページになりますけれども、あわせてごらんいただきたいと思いますが、平和祈念事業ということで65万円余でございます。これにつきましては、毎年行ってます平和祈念事業でございますが、24年度におきましても8月5日、6日、市内の中学3年生12名が参加して広島で平和教育研修を行った費用、それと8月12日に開催いたします平和祈念のつどい、それにかかる費用でございます。昨年度におきましては、平和のつどいにおきましては約200名ほどの御参加をいただき、ちょうど日曜日と重なったということもありまして、多くの皆さんに御参加をいただいたということでございます。また、中学生の研修に行かれた皆さんにおかれましては、文化祭等で体験発表等をしていただいたり、機会あるごとに平和の大切さ等について、学校または地区の施設等で、そういうような交流をしていただくというようなことで進めている事業でございます。私のほう、一旦そこまででございます。

監査委員事務局長 続きまして、上から2つ目の丸の固定資産評価審査委員会費でございますが、決算説明資料、ページ33の中段になりますので、あわせてごらんいただきたいと思いますが、支出済額が3万7,403円でございます。主なものは委員報酬の2万8,500円でございますが、これは7月に開催しました会議に出席いただいた委員3人に対して、日額9,500円の報酬を支払ったものでございます。以上です。

秘書広報課長 その下の丸、都市交流事務諸経費19万9,000円余をお願いいたします。1つ目の黒ポツの有料道路等使用料でございますが、こちらは糸魚川さかな祭り等、姉妹都市で開催されるイベントに参加した折の有料道路代でございます。1つ飛ばして、都市交流協会補助金でございますが、塩尻都市交流協会へ補助金として支出したものでございます。以上でございます。

人事課長 次の白丸、職員支援事務諸経費207万円余でございます。最初の退職職員等記念品代につきまし

ては、職員表彰規則に基づきまして、退職職員21名並びに20年の永年勤続となった職員16人に対する記念品でございます。7つ目の黒ポツ、職員採用試験事務委託料につきましては、財団法人日本人事試験研究センターに教養試験、専門試験、職場適応性検査につきまして事務委託をしているもので、昨年度の職員採用試験には上級、中級、初級合わせまして応募者が154人のうち、この4月からの採用は23人という状況でございました。

安全・施設整備担当部長 続けて、庁舎大規模改修事業577万円余でございます。説明資料につきましては、33ページのほうをあわせてごらんをいただきたいと思います。これにつきましては、庁舎の耐震工法の比較検討、それから大規模改修内容の検討を行うために、庁舎の調査業務を依頼したものでございます。最終的に成果としましては、庁舎の耐震化、それから大規模改修計画の作成を行っているということでございます。それで、決算説明資料のほうのですね、内部評価というところの成果というところをちょっとごらんいただきたいと思うわけですが、この調査業務によりましてですね、耐震工法、平成19年に実施して耐震工法の検討をしたわけですが、その工法とですね、今回採用した工法、基本的には筋交いを行う工法でございますけれども、いろいろな条件等、また精査する中で検討させていただきまして、工事にかかわる、耐震にかかわる工事ですね、この工事費、当初は2億3,000万円ほどかかる予定でございましたけれども、実際には約1億円ということで、57%の削減が図られたということもございまして、この調査によりましてそのような成果が出ているということでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。それから、この後、実施設計を24年度実施しておりますが、それについては繰り越しをさせていただいておりますので、25年度決算に出てまいりますけれども、追加議案で出ささせていただきましたとおり9月5日に入札を行い、それぞれの工種におきまして、一応落札され、業者が決まりましたので、またこの後、契約について御審議のほどお願いするものでございます。

次にその下の丸、文書事務費でございますが、2,841万円余でございますが、これにつきましては、主なものは、郵便料、それから例規管理システムの委託料等になっておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

秘書広報課長 その下の丸、広報広聴活動事業3,450万円余でございます。決算説明資料の34ページの下段もあわせてごらんをいただきたいと思います。1つ目の黒ポツ、行政チャンネル放送番組審議会委員報酬でございますが、こちらは塩尻市が放送事業者としてなっております、年1回審議会を開催しなさいということになっておりますので、9月26日に開催いたしまして6人分の委員報酬でございます。下から4つ目の黒ポツ、印刷製本費でございますが、こちらは広報しおじりの印刷にかかわった経費でございます。広報しおじりは、御承知のとおり8月15日号、12月15日号を除きまして、月に2回発行してございます。次の72、73ページをお願いいたします。上から4つ目の黒ポツ、オフトーク放送広報料でございますが、農事放送農協の通称サラダトークを利用いたしました広報料でございます。その下の黒ポツ、有線テレビ広報事業委託料でございますが、こちらは行政チャンネルにかかわります番組の制作等の委託料、またテレビ松本の番組で放送をいただきます、その番組制作料の委託料でございます。次の広報配送仕分作業委託料とその下の広報配布委託料につきましては、シルバー人材センターに委託しているものでございます。7つ下の黒ポツ、備品購入費でございますが、こちらにつきましては、行政チャンネルにかかわります備品でございまして、特に一番上のエアコンの関係でございますが、サーバー室がとても温度が上昇してしましまして機器が故障してしまうということに対応いたしま

して、エアコンを設置したものでございます。以上でございます。

会計担当課長 中ほどの白丸、会計事務諸経費でございます。新財務システムが24年度から本稼働になりまして、適正な出納事務の執行に努めてまいりました。2つ目の黒ポツ、印刷製本費でございますけれども、これにつきましては、決算書、支払い通知書などの印刷代でございます。私からは以上でございます。

財政課長 その下の財政管理事務費につきましては、財政課の一般的な事務経費でございます。

その下の事業、財産管理事務諸経費のうち、73ページの下から2つ目の細節、全国市有物件災害共済会分担金につきましては、公用車151台、建物245施設に対しての保険の掛金でございます。また、その下の公営住宅火災共済分担金につきましては、市営住宅132棟607戸にかかわる掛金でございます。ページをめくってお願いをいたします。75ページの一番上の細節でございますが、特殊建物定期報告委託料でございます。建物の用途によりまして2年に1回、あるいは3年に1回というものもございまして、建築基準法に基づきまして施設の防火構造等について点検をしたものでございます。1つ飛びまして市道分筆測量等委託料につきましては、その下、以下に示しました路線の分筆、測量を行ったものでございまして、合計27カ所となっております。ずっと下へ飛んでいただきまして土地等賃借料、決算額で4,131万2,000円余でございます。前年度より7万8,000円余増額となっておりますが、この内訳につきましては、決算説明資料の92ページと93ページに内訳がございまして、ごらんいただきたいというふうに思います。

次にその下の事業、基金積立金とその下にあります事業、土地開発基金繰出金、これにつきましては、決算説明資料で説明をさせていただきますので30ページをお願いをいたします。基金運用状況でございます。まず一般財源的基金の中で財政調整基金につきましては、23年度末残高26億3,876万円余であったのに対して、24年度は5億6,463万円余を積み立てをいたしまして、取り崩しはいたしませんでしたので、24年度末の現在高は32億340万円余となったものでございます。以下、積立金の列でございますが、大きなものにつきましては、減債基金に4,000万円余、合併振興基金につきましては、合併特例債などを活用いたしまして1億200万円余を積み立てを行いました。また繰入金の列、教育文化施設整備基金などから取り崩しを行いまして、24年度の基金総額につきましては、表の一番右下のものでございますが、59億3,128万円余となりまして、前年度末より6億2,219万円余の増額となったものでございます。私からは以上です。

企画課長 それでは、決算書にお戻りをいただきまして、74、75ページでございますが、下のほう6目企画費、支出済額全体で2,292万円余でございます。これにつきましては、説明資料のほうでは36ページでございますが、あわせてごらんいただきたいと思いますが、決算書のほうで申し上げます。決算書の右側備考欄白丸、委員等報酬につきましては、行政経営研究会6回開催をいたしました。その委員報酬11万3,900円、それから専門委員の2人分の報酬529万円でございます。

次の白丸、企画事務諸経費、おめくりいただきまして備考欄上から7つ目の黒ポツになりますけれども、経営研究会運営支援委託料で99万円余でございます。これにつきましては、NPO法人SCOPIに委託をした経費でございます。1つ飛びまして松本広域連合負担金940万円余につきましては、これは松本広域連合への議会費、総務費にかかわります負担金を支出させていただいたものでございます。

次の白丸、未利用地等対策事業96万円余でございます。この中のずっと行きまして下から2つ目の黒ポツでございます。プレハブトイレ移設工事が39万円余でございますが、これにつきましては、旧人材育成エリアの

用地の暫定利用のために設置をしておりましたプレハブトイレ1基につきまして、大門原公園に移設をしたというものでございます。

次の白丸、出資金500万円、これにつきましては、松本山雅がJ2に昇格をしたことに伴いまして出資をさせていただきますものでございますし、これに伴いまして、次の白丸、松本山雅塩尻市デーが開催されることとなりまして、松本山雅の集客力を活用いたしまして塩尻市を発信いたしました事業費42万円余でございます。企画費については以上でございます。

情報推進課長 続きまして同じページでよろしく申し上げます。決算説明資料につきましても37ページの下段からになります。よろしく申し上げます。7目情報開発費でございます。予算現額で、繰越額で7,874万円余ございまして、住民基本台帳法の改正に伴うシステム改修が主なものでございまして、国から示される事務処理要領の正式なものが年度末まで出なかったというようなことでございました。支出済額合計で3億8,495万円余でございます。

では、備考欄で説明させていただきます。まず、白丸一番目、住民情報等電算処理システム運用事業でございます。1億4,312万円余でございます。主なものについて説明します。黒ポツ4番目、パンチオペレート業務委託料で845万円余でございます。課税資料等のデータ入力等を行ったものでございます。黒ポツ6番目、システム保守委託料でございます。税システム等のシステム保守料や滞納整理システムの保守料等で、1,202万円余でございます。8番目の黒ポツです。電算機器使用料でございます。税情報等システムや住民情報、印鑑システム、79ページに記載がありますが、介護保険・児童手当、総合福祉システムなど、合わせて1億2,044万円余でございます。

次の白ポツ、79ページの行政情報等ネットワークシステム整備事業でございます。9,614万円余でございます。黒ポツ6番目、パソコン等使用料でございます。パソコン、プリンター等で1,581万円余でございます。次の7番目で黒ポツですが、財務会計等システム使用料で、人事給与システム等で4,549万円余でございます。次の黒ポツは、SBCサーバ等使用料や管理ソフトを含めて2,913万円余でございます。

次の白ポツ、塩尻情報プラザ・ネットワーク運営事業でございます。8,716万円余でございます。主なものですが、黒ポツ11番目でございます。指定管理料ということでNTT東日本長野のほうへ7,329万円の委託料でございます。次の黒ポツがパソコン等使用料でございます。ネットワーク機器等の使用料で817万円余でございます。

次の81ページの備考欄で申し上げます。電算業務見直し事業でございまして、住民記録システムや税システムのリース切れにあわせて、新システムの運用や調達方法についてコンサルを実施した委託料でございます。

次の白ポツですが、塩尻情報プラザ・ネットワーク運営事業（繰越）の関係でございまして、光ケーブルの移設費でございまして、場所は榎川に向かって榎川駅の手前の箇所でございますが、中電の電柱の移設に伴う20本の移設費でございます。

次の白ポツ、情報処理システム再構築事業（繰越）ですが、住民基本台帳法の改正に伴うシステム改修でございまして、住民記録システムに外国人を加えるということやデータ連携のシステム改修でございます。以上でございます。

企画課長 続きまして8目地域づくり振興費、支出済額全体では7,844万円余でございます。説明資料3

9 ページでございます。あわせてごらんいただきたいと思いますが、決算書のほうで申し上げます。備考欄の白丸、地域づくり事務諸経費、この中の一番下の黒ポツに協議会負担金 6 万 1, 5 0 0 円とございます。これにつきましては、県内 6 0 市町村が加入いたします楽園信州推進協議会への負担金でございます。

2 つ目の白丸、行政連絡諸経費、最初の黒ポツ、行政連絡長報酬 6 6 人分で 2, 9 3 4 万円余でございます。下から 3 つ目になります。行政連絡委託料 1, 7 0 7 万円余、これにつきましては、行政連絡事務、そして広報紙等の文書配布にかかわる委託料でございます。

次の白丸、地域審議会事務諸経費 1 4 万円余でございますが、これは地域審議会 3 回開催をいたしまして、延べ 4 2 人分の委員報酬でございます。

次の白丸、コミュニティ活動支援事業のまず 2 つ目の黒ポツ、用地取得費 7 8 0 万円でございます。これにつきましては、国からの払い下げによりまして旧奈良井・費川森林事務所の用地を取得したものでございまして、全額地元奈良井区からの寄附金収入を充てております。1 つ上に戻っていただきまして、解体整備工事 3 6 6 万円余、これは、その取得をいたしました用地にありました事務所、建物を解体、更地にいたしまして駐車場を整備したものでございます。次、3 つ目の黒ポツ、ふれあいのまちづくり事業補助金、これにつきましては、各区等が行いました地域の活性化を図ります事業に対しまして補助金を交付したものでございまして、下小曾部の屋内運動場屋根張りかえ事業に 8 0 万円ほか 9 件の補助、累計額で 1 9 5 万円でございます。次の集会所改築事業補助金につきましては、太田区の集会所の改築に対しまして補助金 5 6 0 万円。それから次の集会所改修事業補助金、これにつきましては、吉田二区及び吉田三区のそれぞれ集会所改修に対しまして補助金 1 2 7 万 8, 0 0 0 円でございます。その下、コミュニティ助成事業補助金 3 6 0 万円でございます。これにつきましては、宝くじの収益金を財源といたしました県の市町村振興協会が行います補助制度でございまして、上西条区、吉田一区、上組区、これいづれも防災備品整備事業に対する間接補助でございまして、全て全額市町村振興協会から補填されたものでございます。

次の白丸、防犯灯管理事業の防犯灯設置改修補助金 1 7 3 万円余でございますが、これにつきましては、次のページにまたがりまして、新設、改修が行われました一般防犯灯、指定防犯灯、合わせて 1 8 8 基になります。これに対する補助金でございます。それから、次の指定防犯灯電気料補助金 2 7 7 万円余につきましては、これは集落間、集落と集落の間にあります指定防犯灯の 6 2 0 灯の維持管理をしていただいております区等に対しまして、電気料を補助させていただいたものでございます。

続きまして、次の 9 目支所費、支出済額全体では 4, 4 5 0 万円余でございます。この支所費につきましては、備考欄の白丸の片丘支所管理運営費から、この先のページの榎川支所管理運営費までございますが、各支所ほぼ共通しておりますので、この 8 3 ページの片丘支所管理運営費を例に御説明いたします。比較的大きなものでは、2 つ目の臨時職員賃金が 1 人分で 1 2 9 万円余でございますし、下のほうに行きまして 8 つ目の電力使用料が 5 3 万円余、中ほどより下のほうになります清掃委託料が 6 4 万円余など、ごらんのとおり管理運営費を執行させていただいております。

なお、工事の関係につきましては、ページ少しお進みいただきまして 8 7 ページをごらんいただきたいと思っております。8 7 ページの白丸、上のほうでございます。洗馬支所管理運営費の中の一番下の黒ポツでございます。施設整備工事 2 7 5 万円余でございます。これにつきましては、洗馬支所の多目的ホールの屋根の漏水防止工事、

それから大会議室のエアコンの設置工事、それから非常用消防設備等の改修工事を行ったものでございます。支所費については、以上でございます。

市民課長 決算書めくっていただきまして、90、91ページをお願いいたします。91ページ中段の最初の白丸、消費生活対策費の一番下の黒ポツ、消費者団体補助金につきましては、昭和50年に設立された塩尻市消費者の会に5万円の補助金を交付したものでありますが、会員の高齢化などに伴いまして本年3月をもって解散をしております。

その下の生活支援活動費の黒ポツの上から3つ目の法律・特設合同相談員謝礼は、毎月定例的に年31回開催した弁護士による法律相談に加えまして、11月に法律、相続、公証相談などを一同に会した特設合同相談を開催したことに伴います弁護士などへの謝礼となります。以上です。

人事課長 続きまして同じページ、次の11目職員厚生費の嘱託医報酬につきましては、労働安全衛生法に基づきまして、従業員50人以上の企業につきまして1人産業医を配置するようになっており、田村内科医院に委嘱しております。

その下の白丸、職員健康管理・福利厚生費ですが、4つ目の黒ポツ、健康診断料につきましては、長野県健康づくり事業団及びJA長野厚生連等に健診委託をいたしまして、職員のヘルススクリーニングを年2回、循環器系検診を年2回、延べ4日、それとがん検診等を実施したものに対する支払いでございます。その下のメンタルヘルスカウンセリング委託料につきましては、メンタルヘルスを月に一、二回実施しており、1回につき職員5人のカウンセリングを行っております。年間14回、延べ70人が産業カウンセラーに受診していただいております。また心と体の健康相談では、子育てや育児などを中心としまして、延べ58件が電話相談で悩み事の相談をしていただきました。

その下の白丸、職員共済組合補助金ですが、地方公務員法の福利厚生事業の推進に基づきまして、市共済組合体育部で行っております職員ふれあい事業に対しまして11万円の補助をしております。

次にそのページの一番下、12目職員研修費でございますけれども、この職員研修費につきましては、決算説明資料の次の40ページの下の段に詳細が記しておりますので、あわせて御参照ください。最初の講師謝礼につきましては、職員研修の講師への謝礼、次の特別旅費につきましては、各種研修会への参加旅費や県への派遣職員の旅費に対するものでございます。研修委託料につきましては、ビジネスコンサルタントなど14件の専門の研修コンサルタントへの委託料でございます。その下、諸研修会参加負担金につきましては、自治大学校や市町村アカデミーへの負担金であり、一番下の各部課派遣研修等負担金213万円余につきましては、職員の資質と業務向上を目的としまして、各部課から所属する職員を日本経営協会等、専門の研修機関へ派遣していただいた87件に対する負担金でございます。

消防防災課長 引き続き13目防災防犯費をお願いいたします。主なものについて御説明いたします。93ページ備考欄1つ目の白丸、委員報酬6万3000円でございますが、これは防災会議の委員報酬でございまして、昨年度地域防災計画の見直しを行うことに伴いまして、延べ3回開催し、18人分でございます。

2つ目の白丸、防災防犯諸経費519万円余のうち上から5つ目の黒ポツ、印刷製本費127万円余につきましては、昨年度見直しを行いました塩尻市地域防災計画の印刷製本費が主なものでございます。180部を印刷いたしました。黒ポツ1つ飛びまして、防災行政無線再免許申請業務委託料66万円余につきましては、同報系

防災行政無線の免許期間が昨年11月末で切れることに伴いまして、再免許を申請した委託料で、塩尻市地区分と榑川地区分でございます。下から2つ目の黒ポツ、塩尻朝日防犯協会負担金220万円、これにつきましては塩尻朝日防犯協会の本市の負担金でございます、地域防犯活動や子供の安全対策を推進するための防犯協会への負担金でございます。

次に3つ目の白丸、防災施設・設備等整備事業2,312万円余の内訳といたしまして、7つ目の黒ポツ、榑川地区防災無線保守管理委託料215万円余と、黒ポツ1つ飛びまして、防災無線保守点検管理委託料647万円余につきましては、榑川地区、旧塩尻地区の防災無線にかかわる保守点検委託料でございます。黒ポツ1つ戻っていただきまして、気象観測装置検定委託料98万7,000円につきましては、5年に1度の観測装置の検定委託料でございます、洗馬支所と北小野支所の観測装置の点検を実施したものでございます。一番下の黒ポツ、防災無線設備工事70万8,000円余につきましては、榑川支所に設置をしてあります防災無線操作卓の副制御装置、経年劣化によりまして故障いたしましたので、その交換工事を行ったものでございます。95ページをお願いいたします。最初の黒ポツ、防災備蓄倉庫対応備品購入費910万円余につきましては、非常食、毛布、リヤカー、アルミロールマット、ストーブ等、11品目2,518点を購入したものでございます。黒ポツ1つ飛びまして、戸別受信機設置費補助金15万8,000円につきましては、防災行政無線の屋外拡声器から緊急放送が聞こえないという家庭2戸に対しまして戸別受信機を設置し、その補助金を交付したものでございます。

次の白丸、危機管理対策推進事業231万円につきましては、大規模災害時において被災者情報、避難所情報等を一元的に管理できる被災者支援システムを構築した委託料でございます。以上でございます。

秘書広報課長 同じページの15目国際交流推進費、国際交流員設置事業240万円余でございます。この事業につきましては、国のJETプログラムと言いまして、外国語指導等を行う外国青年招致事業、これによりまして国際交流員を招致してまいったものでございます。市民講座の開催とか、学校訪問等を行ってまいったものでございますが、1つ目の黒ポツ、国際交流員報酬1人分でございますが、平成22年7月から招致してございましたピフェン・チュアンという国際交流員の報酬でございますが、9月に自己都合によりまして退職したことによりまして、約50%程度の減額となっております。なお、この事業につきましては、新たに国際交流員を設置することなく、25年度では事業廃止してございます。以上でございます。

監査委員事務局長 続きまして98、99ページをごらんいただきたいと思います。あわせまして決算説明資料43ページ上段になりますが、17目公平委員会費でございますが、支出済額が41万2,951円ございました。このうち委員報酬の19万円につきましては、委員3人に会議や研修会へ出席いただいた際に、それぞれ日額9,500円の報酬を支払ったものでございます。

次に、公平委員会運営事務諸経費につきましては、支出済額が22万2,951円ございました。このうち主なものは会議や研修会に出席した際の旅費が4万1,500円、費用弁償が8万3,920円、会議出席負担金が5万3,000円、全国公平委員会連合会負担金が3万1,000円ございました。以上です。

委員長 それでは、10分ほど休憩いたします。11時20分開始といたします。

午前11時11分 休憩

委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。今、説明を受けました64ページから99ページまでの質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

柴田博委員 65ページの議会費の中で、特別職給与費の中の説明で、議員共済給付費負担金についても22人の議員の報酬に関することって説明がされたようだったんですけど、そういうことですか。

議会事務局次長 係長のほうから説明させていただきます。

委員長 今の場所わかった、共済。議員共済給付費負担金っていうと。

議会事務局庶務係長 議員共済負担金ですけども、こちらのほうはですね、共済給付費負担金につきましては、今現在年金を受給している方の分の市町村の負担金ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

柴田博委員 ちなみに、今、何人分支給されてるか、わかったら教えてください。

議会事務局庶務係長 申しわけございません、今ちょっと把握がありませんので、後ほど調べて回答させていただきます。

柴田博委員 お願いします。

続けて次ですけども、71ページの下の方の広報広聴活動事業の中で、行政チャンネル放送番組審議会というのがありますが、年に1回開催したということなんですけども、どんな中身の審議会で、どんな方が委員になってらっしゃるのか、お願いします。

秘書広報課長 委員につきましては、各団体からお願いしてございまして、例えば障害者団体とかですね、産業界、商工会議所の関係等ございまして6人の方をお願いをしております。内容でございますが、まず行政チャンネルの番組を放送させていただいて、そこで放映いたしまして、感想あるいは御意見をそこで述べていただいたりですね、今までどんな内容のものを放送してきたかと、そんなような内容のものを紹介しながら皆さんから御意見を頂戴するような形の会議をもってございます。以上でございます。

柴田博委員 年に1回っていうことでは、形だけの審議会みたいな形で実質的に実際にやる仕事があればもっと回数をふやしたりってことが、もし必要であればそういうこともやったほうがいいと思うんですが、その辺の必要はないんでしょうか。

秘書広報課長 法律では1回以上ということで規定はされておりますので、とりあえず必要最小限の1回の予算をとらせていただいて開催してございまして、随時番組を見ていただいて御意見を頂戴するような形をとってございますので、とりあえず会議は1回というようなことで考えてはございます。以上です。

柴田博委員 わかりました。

じゃ、もう1点。83ページの支所費の中ですけども、郵便料というのが各支所それぞれありまして、金額を見ると全部1万円なんですけど、これは何か特別に何か意味があるんでしょうか。全支所1万円だよ、これ、ぴったり。

企画課長 予算執行上はですね、これは支所から直接執行する分と、これ決算額でございますので、最終的にはですね、執行残につきましては、本庁を経由して出すものもございまして、最終的には集中管理の中の庶務課のほうでその予算執行をして、支所の予算額については1万円予算を本庁執行分と合わせて執行させていただ

いたということで、決算書上は全部1万円で執行になってますが、支所独自の執行分と庁内集中管理分とで、最終的には1万円。

柴田博委員 説明の意味がわかんない。

企画課長 最終的にはですね、庶務課で全て発送をやっておりまして、庶務課のほうに請求が行きます。そちらのほうに庶務課の指示額で伝票を切って、庶務課のほうの請求書に合わせて全部執行するというので、集中管理分ということで御理解いただきたいと思います。

柴田博委員 そうすると、この1万円というのは、実際に出した分じゃなくて、郵便料でかかった分じゃないということですか。

企画課長 これについては、実際に使っておりますので、支所から発送する文書を。それは、庶務課を経由して発送するものもありますから、執行相当額ということで、それぞれで何円まであるわけですけど、郵便料として執行した相当額が各支所1万円ということで、庶務課の指示額で伝票を執行したということをお願いしたいと思います。

柴田博委員 各支所別のこういう決算の中身で、こういう記載の仕方、それでいいわけですか。もし庶務課で全部まとめてんだったら、ここの項目を除いて庶務課に全部入れるとか。そうしなきゃ、実際何の意味があつてここに1万円って書いてあるのか、よくわからないですけど。

委員長 わかりやすく説明してください。

企画課長 ちょっとわかりやすくてというのは、非常に済みません、難しいかなと思いますが、要するに経費区分だと思えます。経費を執行目的別に区分するのに、本庁全体で執行したものなのか、それから支所費としてですね、執行すべきものと、その目的別に区分するには、各支所1万円相当は郵便料として執行しておりますので、それを支所費として区分をして執行したと。ですから、総務費の中の支所費として区分すべきとして、整理してるということでございます。

柴田博委員 ちょっと説明がよくわかりませんが、今後については、もし変える必要があるなら変えていただくように要望しておきます。以上です。

委員長 ほかにございますか。

山口恵子委員 93ページ、研修委託料ということで職員いろんな研修を行っていますが、当然研修に行った方は報告書を提出してると思いますが、研修で得た効果と同じ担当課とか部署とかで、その効果を共有して今後の事業に生かすってようなことが必要だと思うんですけど、そういったことが行われているのか。日常業務を見ているととても忙しそう、そういった余裕があるのかなってところがちょっと心配なんですけれども、どうやって生かしているのか、その辺のことについてお聞きしたいと思います。

人事課長 研修行った成果、個人の資質の向上はもちろんですけども、ただ単にそれだけに終わらせてはやはり市の予算の有効な活用になりませんので、できればその研修成果を職場に生かしていただく。これは今、委員さんがおっしゃったように非常に大切なことだと思います。ということで、最近はですね、研修へ行って来た方に関しまして振り返りシートっていうのを書いていただきまして、それを担当課長まで一応見ていただいて、それに基づきまして、職場内課会等開いていただいて職場内研修をやっていただいたり、あるいは、市の庁内の掲示板というのがあるんですけども、そちらのほうへ昨年度から積極的にうちのほうで呼びかけまして、研修

成果をそこへ発表してくれということで庁内の全職員に対しましても共有してる取り組みをしております。年間で何回かそういうことをやっておりますので、行ってきた本人の了解ももちろん必要なんですけども、そういうことで、できるだけ多くの皆さん、課の皆さん、それから庁内の皆さんで研修成果を共有したいってことで取り組んでおりますので、御理解いただきたいと思います。

山口恵子委員 職員研修の件でもう1点お聞きします。先日一般職に関しての情報セキュリティ研修が行われたということでお聞きしておりますが、一般職以外の特別職と管理職の方の情報セキュリティ研修はどのような形で行われているのか、お聞きします。

情報推進課長 情報セキュリティ研修ですが、管理職の対象の研修もありますし、臨時職員対象の研修も別に関いております。

山口恵子委員 監査委員の意見書の72ページの中に9番のところなんですけれど、人事が新聞報道されたということで、私たちが新聞報道を見たときには、当然公表されている時期だから公表したというふうに理解をしているんですけど、この監査報告書を見るとちょっとその辺がいかがなものかというような、情報漏えい事故が発生しないようにということも書かれていますが、この平成25年3月22日の市民タイムスに部長級の人事情報がほぼ断定的に報道された。一般職員が人事異動の内示を受ける以前の記事が記載されたというようなことが書かれていますが、この内容について、経過と内容をお聞きしたいと思います。

監査委員事務局長 通常人事情報につきましては、事前に幹部職員に対して内々示が行われまして、その後職員に対して内示が発表になって1日付で正式発令になるという順序ですが、基本的には内示段階までは秘中の秘とされているのが実情でございますが、当日職員が知り得る前にですね、新聞報道がなされたというのは、過去さかのぼってもあり得ない事例だもんですから、マル秘情報が事前に漏えいしたという事実がそこにあるわけなんですけれど、それに対してどうかという、つまり情報セキュリティを定めながら、それに対するどういう対処がなされたのかとか、そういうことがわからないんですが、それに対していわゆる問題提起を監査委員側としたらさせていただいたところでございます。

山口恵子委員 公表するということで、管理者のほうでそういった共通のルールが当然あるとは思っているんですけど、その点は、どのようになっているのかお聞きしたいと思います。

副市長 人事の関係ですから私のほうから申し上げますけれども、監査委員のほうからそういう御指摘がございましたけれども、私どもの受けとめ方はですね、担当記者の取材の内容も私ども承知をしておりますし、そういうマル秘事項が漏えいをしたという事実も、これは新聞記者に問い合わせましたけれどもございません。したがってですね、私どもはそういう人事情報がですね、少なくとも職員間から漏れたというような事実は掌握してございませんので、監査委員の御指摘がございましたので、一層気をつけるということでございますから、それはそれなりに真摯に受けとめさせていただきますけれども、事実確認はできておりませんのでお願いいたします。

委員長 よろしいですか。

山口恵子委員 はい。

委員長 ほかにございますか。

柴田博委員 95ページの一番上のほうの防災無線の関係で、戸別受信機が2件新たに設置されたということ

なんですけど、場所がわかったら教えてください。

消防防災課長 昨年度は、上西条と下西条それぞれ1件ずつでございます。

柴田博委員 そういう場合なんですけども、当然設置されたお宅は聞こえないんで、そういう申請があって設置したんだと思いますが、その付近に例えばそういうような家があるかもしれないというのが心配されるんですけども、その辺は調査したりはしてないんでしょうか。

消防防災課長 市内に何十件かございます、実際に聞き取りが難しいかなってところ。そういうところにつきましては、毎年こちらから設置のお願い文書をお出しして、それでもって今回、昨年はたまたま2件があったということなんですけども、しつこいくらいに毎年他の申請がないところについても発送をして、設置を促しております。

柴田博委員 そうするとこの2件についても、新たに聞こえないってということが発覚したんじゃないかと、前からわかっていたところで申請がたまたまあったんで2件だけつけたという、そういうことですか。

消防防災課長 はい、今回はそういうことです。

柴田博委員 わかりました。結構です。

山口恵子委員 防災行政無線に関連してお聞きします。最近、集中豪雨とか激しい雨が多く、自然の環境のことで災害など多く発生してしまっていて、特に雨とか、激しい雨が降っているときは音、防災行政無線が聞きづらいということで、万が一土砂災害とか避難警告、避難しなければいけないということが発生した場合に、雨に声がかき消されてしまうという危険がありまして、緊急メールシステムの登録者もあのデータ見ますと7,600人くらいですかね。そうすると多くの方が聞き逃してしまうってような可能性もあるので、そのときは、どういった対応をとられているのか。全戸に有線ですかね、入ってるってわけではないので、その辺の対応をお聞きします。

消防防災課長 確かにおっしゃるとおりで、ことしの8月30日以降ですね、気象庁のほうからも特別警報が出されるといったことが決定しております。今まで大雨警報等出た中で防災行政無線を流したことはございません。恐らく大雨警報が出て雨が降ってる状況では、防災行政無線を流しても聞こえないというふうに私どもでも判断しておりますので、それぞれの地区、あるいは区ごとにですね、市から全ての広報車を出したりですね、あるいは緊急メールも登録者しか行かないわけですけども、そんな状況で今のところは対処するしかないかなというふうに考えております。

山口恵子委員 そうしますと、広報車を出すって言うても、それも時間的にかなり時間のロスが生じるような気もするんですけど、緊急メールの登録者をもうちよっとふやすような対策をとっていただくとか、別に情報発信をどんな形にするのかってということも、今後、高齢者とかになりますと全員が緊急メールを使ってくださいっていうのもちょっと厳しいかなってところもあると思いますので、その辺、対策を今後必要じゃないかなというふうに思いますので、要望いたします。

委員長 ほかにございますか。

副委員長 75ページの市道分筆測量等委託料というところでちょっとお聞きしたいんですけども、以前市道の中にですね、無分筆とか登記ができない、してないというような筆が一万七千何筆あったと思いますが、これは議会のほうから指摘されまして、その都度経年でゼロにしていくということだったんですが、現段階で大体

どのくらいの分筆ができて登記が済んでるのか、それとももう完全に終わってますよということなのか、ちょっとそこら辺を教えていただきたいと思います。

財政課長 市道敷等の未登記の現在の総数でありますけれども、市内で5,771筆という状況でございます。

副委員長 ありがとうございます。大分改善はされてきてると思いますが、この24年度ですね、それは全然やらなかったってことでしょうか。それとも、ここに入ってるっていうことですか。

財政課長 市の分筆測量委託料の中に未登記市道の分筆ということで件数的には7件、これは含まれておりません。実施はさせていただいております。

副委員長 それじゃ、忘れなんでやってるという理解でよろしいですね。わかりました。

それじゃ、もう1点お願いしたいと思いますが、ちょっとどこで聞いたらいいかわからないもんですから、とりあえず73ページの財産管理事務諸経費のところの優良工事表彰のそこら辺でちょっと聞かせてもらおうと思ってるんですが。実は最近ですね、工事が発注されるのが非常に時間がかかりゃしないかというようなことを言われておまして、特に区長さん方からですね、年度の大体箇所づけが発表になって、そして現地測量まで来てくれたんだと。だけどなかなかそれから工事の発注が終わって、今、業者決まったよというようなこの連絡までがうんと時間がかかってですね、何か時期を逸してしまうような気がするというような意見が結構聞かえてきます。それでですね、何か原因はどこら辺にあるのか、そこら辺ちょっとわかってる範囲で教えていただきたいんですが。

財政課長 原因につきましては、実施設計に時間がかかるということもございまして、地権者対応に時間がかかるというようなこともございます。ですから、年度の早期の発注に心がけるために前年度実施設計をして、そして次年度工事に向けた全ての段取りを全て整えた上で工事を発注するような予算執行方針をしておりますし、年度当初の発注に心がけ、なおかつ年度間を通じた工事の平準化の発注にも心がけてというふうに思いますけれども、遅れというものにつきましては、やはりさまざまな要素があるというふうに考えております。

副委員長 実はですね、私も何となく感じておりますのは、指名競争入札のですね、額がどうも200万円以下ということで、そこら辺にも原因があるんじゃないかと。確かに金額を決められたときにはね、それぞれしっかりした考え方はあったと思うんですが、実施してみたら意外とっていう部分はあるかと思います。松本市はどうも1,000万円以下ということになってるようなもんですから、そこら辺を見直していただければですね、大分違ってくるんじゃないかと思うもんですから、そういうことも原因があるような気がしますんで、何か答弁ありましたらお願いします。

総務部長 確かにですね、委員御指摘のとりの部分がございます。金額によって、その入札制度で公告期間とかですね、そういったことに時間がかかっていることも事実でございますので、その金額についてはですね、どうしていくか、緩和の方向でですね、検討をしていきたいというふうに考えております。以上です。

副委員長 もう1点いいですか。それじゃ、93ページをお願いしたいんですが、耐震性貯水槽緊急遮断弁保守点検委託料という、ここに載っております、大したお金ではないと思うんですが、今、市内には1カ所だと思いますが、こういうケースはほかにも何カ所あるんでしょうか。

消防防災課長 現在、北部公園の1カ所だけでございます。

副委員長 非常に、特に大きなこの遮断弁とか、おっきな水槽が併設してあるわけですが、そこら辺で苦情だ

とか、問題や何かはありますか、その構造に対して。これ、担当課じゃないとわからんかな。

消防防災課長 私どものほうには、そういった苦情は一切来ておりません。

副委員長 なぜ、こういうことをしていただきたかったかと言いますとですね、非常に、この考え方もなかなかいいと思うものですから。特に塩尻の場合はですね、高出だとか、こっちの広丘方面はですね、自然水利がないわけですね。それだもんですから、災害時のときには非常にこういうのが有効に活用できると思います。たしか100トンくらいの貯水槽なもんですから。そうするとあそこはちょうど避難場所にもなりますので、そういうところで100トンあればですね、飲料水は二、三日は大丈夫だということでございますので、これから人口の集中している特に高出や広丘方面はですね、そういう施設がないと初期対応に大変苦労すると思いますので、設置をですね、消防防災課としても検討していただくのも大事なことだと思いますので、そこら辺のまた研究をお願いしたいと思います。要望で。

委員長 要望でいい。そういうことでお願いします。

中原輝明委員 ちょっと関連で。ちょっと平間部長に聞きたいだが、本議会で何かちょんぼしたような入札の関係あったじゃん。その関係が尾を引いてると思うだ、さっきのどンドン進まないっていうのは、いいかい。それで、そのほかにもいろいろまだあると思うが、今、これは皆さん全体の問題だけどもさ。いつでも全体なんて言っちゃ、全体だけども、世の中の風評っていうのは、あっこの会社は潰れそうだってところへやるもんで問題が起きるだ。それは、必ず潰れるだから。そういう風評をちゃんと情報を入れて、その中で選択さあどうするかってことは内輪で精査しましょ。そうじゃないとスムーズにいかないよ。だで、潰れそう、第一は潰れちゃったでいいけどさ、なくなったで。あるときだってちょんぼがあっただで。それで、やったはいいが、さあさあ潰れちゃったと。いいかい。いけない、いけないって、ちゃんとわかってたわけだ、みんなが、風評は、それを無理して入れるもんでいけないし、審査の段階でいいとかいけないとか言った、審査にミスが、落ちがあったじゃなくて、その人は何か援護射撃してやったと思うだ、幾らか、気持ちがあつて。それもよし。しかし出ないようにしてやんなきゃいけない、やるなら。いいかい。その辺を、総務部長ばかりに言ったっていけないけど、総務部長のところではチェック機関として部下にちゃんと指摘っていうか、注意しなきゃいけないと思うな、ぴしゃっと、大変だと思うけど。これからそういうことのないようにして、スムーズにこれはあれだわな、入札したらすぐ工事に着手できるように。今ね、本当に副委員長が言ったように大変だと思うよ、待ってる人は。そういう俺はお願いをしとくわ。答え出せるかどうか知らないがさ。

総務部長 中央スポーツ公園の入札の件だと思いますけれども、このことが今の工事全体の遅れているとすればですね、そのことに影響してるとは考えておりません。遅れている理由については、今、財政課長なり、私のほうから申し上げたことでございまして、したがって、これをどうやって改善していくかっていうことは、これからの課題でありますんで、私どもとしても建設部も含めて協議をしていきたいというふうに考えています。

それと、入札への参加業者をどうするかっていうことだと思いますけれども、これについてもですね、確かに風評と言いますが、そういったうわさについては聞かないわけではございません。ただし、それをもって入札に参加するかしないかを判断するということとはできないわけでありまして、私どもとしては、あくまでも今ある入札制度に従って正しくですね、業者選定委員会も庁内で設けておりますので、その中で業者選定をしていくということでありまして、基本的な考え方は変更するつもりはございません。

中原輝明委員 今、えらい強気だけども、入札参加の審査する中にその一部含まれているだよ。いいかい、気をつけましょ。えらい、今、うまいこと言ってぴしゃっとするがさ。そんないけないような者まで入れる必要ないだ。何言ってるだい。だで、俺の言いたいのは、そういうものも勘案した中で、なおかつそういう人も入ったって、こういうことだもんだからさ。その辺は穏やかにやらないと。しゃばがいけない、いけないって言ったって、それは俺たちは入札制度に従ってよくもおぞい分まで入れるぞなんて、それがおかしいだよ。それも100点の中の1点に加えて審査の中へ入れなきゃ。どうですか、総務部長。

副市長 入札審査会の委員長を私が引き受けておりますんで、私のほうから御答弁させていただきますが、昔と違いまして、今は、一般指名競争入札という制度はほとんどございません。したがいまして業者名を挙げてです、この業者はいいとか悪いとかっていう指名の仕方はございませんで、ほとんどの場合、4億円、今、未満かな。4億円未満だと思いましたが、いわゆる簡易型一般競争入札と言いましてです、業者のそのランク、あるいは点数以上のもの全てを指名すると言っちゃおかしいですけども、いわゆる一般競争入札をいたします。したがって、業者がどういう風評があるうがなかりうが、その業者は外すとか、あえて入れるとかいうことは制度上できないようになっております。指名競争入札をした場合は除きましてです。したがって業者名を特定して、その業者に、何社に指名するというようなことはございませんで、そのランク、あるいは一定の点数以上、一定の点数以下を決めて、そこに入る業者は全て指名するという制度になっておりますから、業者個人個人です、経営状況の判断ということは基本的にはできない。判断して指名をするということはできない制度になっております。今は、だから委員さんが御指摘をいただきましたような制度と言いますか、業者個々人の情報を取り入れて指名の可否を決めるということは制度上できませんので、その点は御理解をお願いをしたいと存じます。

それから今、工事に時間がかかるというような御指摘がございましたんで、これは総務部長が答弁したとおりです、制度上確かに私も見ててもです、時間がかかる、例えば公告をしなくちゃいかんとか、そういうことで公告期間が何日というふうに決められておりますので、その点に関してはできるだけスムーズにです、やれるような方法をこれから検討してまいりますので、それは御理解をお願いをしたいと存じます。以上です。

中原輝明委員 それは了解はできたような、できないようなもんだけど、ま、いいわ。

67ページの災害の関係で、昨年小曾部で一命を落としたわけだが、その関係について、地元としてもそれぞれの立場の人は本当に心配してたわけ。きょう聞くと、この保険の中から一部が出てるっていうのは、どのくらい出たのか知らないが、そういう部分ってのは、その当時の組長が、その責任者にこういうわけで見舞金は出ていますよっていう報告はしてあるの。いまだに心配しているよ。あれはどうしたかなって。それとあわせてけがをした人にはどうなってるの。俺は松本広域連合でやったけども、あの連中もろくな返事もしなんだ。人のことじゃないだよ。自分だと思わなきゃ。

安全・施設整備担当部長 今回のケースについては、非常に残念なケースでございますけれども、うちのほうで掛けている保険会社のほうといろいろと相談する中で、ちょっと最終的な判断が出るまでに時間がかかって、その間にいろいろ御心配かけたというのが一番問題があったかなというようにも思っております。最終的にはお亡くなりになった方には、相続人が、お子さんがいらっしやらなかったということで、その親族、相続人の代表の方にお話をしてお渡しをして、具体的に区長さんなりに個人的な情報だったものですから、金額幾らお渡ししたということは、担当のほうでもお伝えはしてないというように私は聞いておりますけれども、一応、その関係

者の皆さんには501万円をお支払いしたと、亡くなられた方には、それでけがをされた方、これにつきましても最終的金額が出たのはやはり大分時間がかかっておりまして、最終的には101万5,000円ということでお支払いしておりますが、結論が出るのに時間がかかってっていうのは、やはりここんとこヘギブスですか、これをしている期間については入院をしているのと同様というような見なしをする、しないというような。

中原輝明委員 ま、いいわ、それはいいわ。その話はいいが、出したか出さないかって、報告したか、しないかってことを聞いているだけだ。

安全・施設整備担当部長 そういうことで、一応個人情報ということで、区のほうに正式に金額幾ら幾ら支給したということのお話はしてないというように承知しております。

中原輝明委員 それで、俺の言いたいのはね、金額まで言えということは言いたくない。ただ市としても考えて対応してお見舞いは差上げましたよっていう、こういうことを言うと、区長なり代表者なりが心配しないわけさ。今でもね、行きゃあ、どうしたかなっていう、お互いにそう思やしない。福島の災害と同じように、震災か、あれと同じことで、今でもお互いに心配してるじゃん。だで、それは、今やってなきゃ、やってないでいいだ。これから、いいよ、もう、いい、いい。やってなきゃ、ないでいいが、これからやるべきだと思うが、副市長どうだ。そういうことを徹底することは。

副市長 御心配をかけておりますんで、関係者には、こういうてんまつを、報告をこれからさせていただきま。このケースじゃなくてですね、これからもしそういうケースがあれば、詳細は別にしましても。

中原輝明委員 詳細は必要ない。

副市長 御報告をさせていただくようにいたします。

中原輝明委員 ぜひ、お願いします。

山口恵子委員 関連ですけれども、今、中原委員のおっしゃるように、結構山で搜索を皆さん、住民に依頼をしたりとか、いろんなそういう事件というか事故とかありまして、やはり地元の民生委員さんとか区長さんからその後どうなったかねって、本当に皆さん心配してるんですけど、その結果が全然連絡がないので、まだ一生懸命探してるっていうようなことで、本当に皆さん、地域の皆さんから心配されているというような声がありますので、ぜひ中原委員おっしゃるように報告をお願いしたいというふうに思います。以上です。

委員長 要望でいいですか。

山口恵子委員 はい、要望でいいです。

森川雄三委員 くしくも同じところをね、聞こうと思っていたんですけども、先ほどの説明では、いわゆる市民総合賠償保険料ね、4件が対象であったと。時たま、そういうお亡くなりの方もあったので、金額的には600万円を超えたというようなお話ですけれども。これ市民総合賠償保険というのは、市民の皆さん全員に対象とされるわけですね。その中で24年度4件といったわけですが、ちょっと対象になる、何て言うか事故というか、そういう事例というものは、どういう場面なんですか。ちょっとお聞きをしたいが。

安全・施設整備担当部長 今回のこの保険の対象、先ほども少し触れましたけれども、1つには市で行う行事、例えば平出遺跡のところイベント等が行われた場合、そこで竹馬に乗っててお子さんがちょっとけがをしたというような場合、こういうような場合、例えばですが、そういう場合にはお見舞い金ということで、例えば5,000円というふうにお支払いするケース。そういうような市の行事においてけがをされた方、こういう場合に

については、申請に基づいてお見舞い金を出させていただくのが1つ。

もう1つは一番対象になるんですが、区または区だけでなくその下の組織である各自治体等がごみを拾ったり、または草刈りをしたりとか、そういうケースが、ボランティアでされるケースが結構、今ございまして、そういう場合にもし何らかの事故があった場合については、市のほうに事前にそういう作業を行うということ申し入れをとるか、出しといていただいでですね、市のほうで把握している範囲内においてされた事業でされた場合については、原則、市が承知してですねっていうことになってるんですが、そういう場合には、けがをされた場合についてはお見舞い金をやはり出すという。こういうお見舞い金については基本的には2つで、これは春の行政懇談会の折に区長さん方には毎年御説明を、資料をお配りさせていただいております、年間通じてこういう作業を行うというような形で申請をいただいているようなのが実態でございます。

それから、もう1つはやはり市が管理しているものの、その施設等で市に瑕疵があった場合。例えば具体的に言いますと学校の施設で木の枝が折れて、その下の車が壊れたというケースが2年ほど前にありましたが、これは管理責任ということで、そのかかった修理費の弁償をさせていただいた。これもこの費用、保険を使ってやらさせていただいているという、こんなようなケースがこの保険の対象になっております。以上です。

森川雄三委員 これはあれ、毎年どのくらいの件数あります。

安全・施設整備担当部長 大体申請がありますのは、四、五件ですね。金額的には、大体お見舞いっていう形で、軽いけが程度でございますんで10万円とか、総額で数万円程度のものが、毎年そのくらいの実績で決算になっているというのが現状でございますけども、今回はそういうことでございました。

森川雄三委員 それじゃ、各あれですか、毎年区のほうからこういう作業をやるとか、こういうイベントをやるとか、これはあくまでも区の独自のね、今、対象として。そういうのは申請をされてます。

安全・施設整備担当部長 毎年申請をいただいております。

森川雄三委員 出てる。

委員長 ほかに。

山口恵子委員 今の保険の関連でですけれど、ボランティアの人はボランティア保険に入ってますし、区では行事をやるときもそういった保険に入りますけれど、その保険との併用はできるものなんでしょうか。

安全・施設整備担当部長 担当の係長のほうから御答弁させていただきます。

施設管理係長 本保険につきましては、基本的には市から依頼があったボランティアに関して保険の対象になります。保険が重複している場合については、基本的に入っていたボランティア保険を優先して出していただいで、その補填、足りない分を補填するというようなイメージになってます。以上です。

委員長 ほかにございますか。

山口恵子委員 広報の関係で、市でも行政でも広報紙発行していますけれども印刷製本費、それぞれ部数とか内容も違いますが単価で、議会の議会だよりと、あと市の広報の印刷も、それぞれ単価でどのくらいなのかお聞きしたいと思います。

秘書広報課長 私は広報しおじりの関係でございますが、広報紙につきましては単価契約をしてございまして、3年の単価契約でございまして、4色の場合1ページ当たり4.2円、2色の場合は1ページ当たり1円28銭というような形でございます。なお、人件費を除けばですね、広報紙の場合は1部当たり32円という計算にな

ります。広報しおじりは以上でございます。

委員長 議会側は。議会のほうの議会だよりの内容、ちょっと、わかる。ちょっとそれじゃ、調べてるんで後にします。

そのほかございますか。

中原輝明委員 73ページの上段のオフトークの農事放送は、将来どういう具合になるの、今現在はどうで。

秘書広報課長 オフトーク放送につきましては、これは、農事放送農協さんのほうでやっている事業でございますが、NTT東日本のオフトーク放送という事業を使っているらしいです。この事業が27年2月で事業廃止するという連絡を農事放送さんにはいただいております。こういったことに伴いまして、農事放送さんはですね、新たな事業をどんなふうにしようかということを検討しているらしいです。つい先日もどうなっていると、私ども予算の関係でございますので聞いてはおりまして、近く臨時総代会がございまして、新たな事業展開をどうも提案なさるやに聞いております。詳しい内容はそれが終わった後、私ども事情聴取をさせていただくようになっていますが、今現在、ちょっと内容は存じ上げておりませんが、オフトーク自体は廃止という形になってございます。以上です。

中原輝明委員 それに関連して、熊井課長に聞きたいのだがさ、今の緊急放送にしても何にしても、放送の仕方について、誰がしゃべる人はいくらか勉強してる。あのね、こういうこと。あの放送を聞いてると、塩尻中がうんと小さくなっちゃうな、遠くなっちゃって。事件が起きたら事件じゃないだ、遊びみたい聞こえる。ちっとも出てこないじゃん、次の段階が。普通のようにさらっとならばしゃべってもらおうと緊急だなんてことが聞こえるが、あのしゃべり方を聞いて課長はどう思う、あれでよしとしてるの。あのてきないような声で。笑い事じゃなくて、これは本当の話だぞ、おい。あのね、みんな市内の人は、もういやだって、あれは。それを熊井君だって、課長としてあれだ、聞いているでしょうに。

委員長 青木課長。

中原輝明委員 青木君か。旧姓を言っちゃいけない。失礼、済みません。だもんでさ、みんながそういうことでさ、皆さん聞いていりゃわかるで。職員だってわかるはずだで、皆さん、職員だってちゃんと注意しなきゃだめだよ、みんなで。人ごとじゃないだぞ、塩尻市が笑われるで。どの職員もろくなもんじゃないって言われちゃうで、立派なくせに。立派だってことはわかってるんだよ。聞いて、何か直した。

消防防災課長 先日も御指摘いただきましたので、先日の北小野地区の防災訓練、あるいは宗賀地区の防災訓練、そこにつきましては、しゃべるほうも危機感をもってということで放送を私ども管内で流しまして、職員全員で聞いて、ここはどう、ああどうっていう、しゃべり方までチェックをする中で放送をしたということでございます。放送についてもですね、啓発する放送、それから訓練の場合はある程度危機感をもってしゃべらなければいけないのですけれども、防災無線のしゃべり方として、なるべくゆっくり文章がはっきり聞こえるようにしゃべるといふふうに聞いておりますので、啓発の場合については、なるべく語尾もはっきりしてゆっくりといったような状況で話していますので、今後につきましては、御指摘でございますので、もう少し啓発についてもですね、はっきりとわかるようなしゃべり方を工夫していきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

中原輝明委員 今よくね、皆さんのその説明もわかるだよ。それで部課長の皆さんはあれじゃない。例えば部長にいったってその場所を過ぎちゃえば忘れちゃうだよ。それがいけないっていうだ、継続させなきゃ、後続

に。それが無いものであれだよ、みんないろいろ次にまた言われるだよ。部長たちが言われたことを部下はちゃんと聞いててさ、それをそれじゃどうすりゃいいかと継承していかなきゃ。それができないなら。それでマイクに立って、はいやりますじゃ。この次になりゃ、忘れて。聞きゃ、またできないような放送じゃ、だめだよ。

消防防災課長 今回しっかりと指摘を受けておりますので、今後についてはですね、お知らせであっても課内で一度聞いて、課内の中で流してチェックしながら放送するという態勢をとって今っています。ただ聞かれる方によっては、その発音ですね、発音の内容まで御指摘をしてくる方もおります。鳥獣の場合、熊が出たという放送したら熊なんてものはいない、熊だっていう。そういう御指摘もありますので、その辺についてちょっと難しい点もございますけども、話し方等については課内で1回流して、チェックをして放送をかけたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 いいですか。ほかにございますか。先ほどの関係。

議会議務局庶務係長 先ほど、その前段で柴田委員のほうから質問された件について先に答弁をさせていただきますけれども、現在、議員共済会のほうから給付を受けていらっしゃる方につきましては、退職年金に關しまして32名、遺族年金に關しまして23名ということで給付のほうを受けていらっしゃいます。平成24年度につきましても、給付費負担率57.6%ということで計算をさせていただいておりますので、お願ひをいたします。

続きまして、先ほど山口委員のほうから御質問ありました議会議だよりの単価につきましても御答弁申し上げます。議会議だよりにつきましても、2色の部分とカラーの部分がございます、カラーのページにつきましても単価4.5円、2色につきましても単価1.33円ということで契約をさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

委員長 よろしいですか。それでは、99ページまでですが、以上で終了としたいですが、よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

委員長 それでは、休憩に入りまして1時15分に再開したいと思います。よろしくお願ひします。

午後0時10分 休憩

午後1時14分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

秘書広報課長 午前中の審査の中で一部訂正をお願いしたいと思ひまして、御発言をお願いいたします。山口委員さんからの御質問で、71ページの広報しおじりの印刷単価について御質問ございましたけれども、私2色刷りをですね、読み間違えて1.28円と申ししまいました。実際には1.38円でございますので、おわびして訂正いたします。どうも申しわけございませんでした。

委員長 それでは、次に移りまして、歳出2款総務費第2項徴税費98ページから、4項国民年金事務費133ページまでの説明を求めます。

税務課長 それでは、決算書の98、99ページをお願いいたします。2項徴税費でございますが、税務課、収納課の両課にかかわりますので、私からは税務課関係につきましても御説明させていただきます。決算書99ページ備考欄一番下の段の白丸、賦課事務諸経費1億2,446万円余について主な内容を御説明いたします。6

つ下に印刷製本費390万円余がございますが、これは市民税、法人市民税、軽自動車税、固定資産税等の納付書及び郵送用の封筒等の印刷代でございます。14ほど下に市県民税申告課税業務支援システム使用料358万円余がございます。これにつきましては、確定申告におきまして申告内容をチェックを行うと同時に市県民税の課税にかかわるデータをその場において蓄積するコンピューターシステムのハード及びソフトの使用料金でございます。

その下、地方税電子化システム使用料331万円余でございますが、これにつきましては法人市民税の申告書、それから固定資産税の中の償却資産の申告書、それと市県民税の課税資料でございます給与支払報告書、それから年金の支払報告書及び国に提出されます確定申告書の写し等の情報伝達を受けるコンピューターシステムのハード及びソフトの使用料でございます。その3つ下に市税還付金1億12万円余がございます。これにつきましては、23年度以前の収入として処理されました税金のうち、24年度中に行われました法人市民税の確定申告に基づき、予定納税分が過大となった場合の還付、並びに国税である個人所得税及び法人税にかかわる更正請求に伴いまして、波及を受けました個人市県民税及び法人市民税の還付等でございます。その下に市税還付加算金336万円余がございます。これにつきましては、先ほどの還付金に対して地方税法に基づき加算した加算金の額でございます。

めくっていただいて101ページをお願いします。次の白丸、賦課負担金18万3,000円でございますが、これは、本市が加入しております協議会、研究会等3団体に関する負担金でございます。

次の白丸、固定資産評価替等対応事業2,097万円余でございます。これにつきましては、平成25年度課税に向けまして実施しました各種調査、資料作成の委託料1,774万円余と、土地の価格が下落傾向がまだ継続中でございまして、必要に応じて適正な補正をするために平成24年7月1日現在の標準宅地に関する不動産鑑定委託料323万円余の合計額でございます。私からは以上です。

収納課長 収納課関係につきまして御説明いたします。次の白丸、徴収事務諸経費1,066万7,000円余につきまして、主な内容を御説明いたします。9つ目の黒ポツ、口座振替等手数料453万2,000円余は、市税の収納に当たりましての口座振替手数料1件10円、また金融機関への窓口の納付支払い手数料1件30円を金融機関へ支払ったものでございます。その4つ下の黒ポツ、インターネット公売落札手数料5万7,000円余は、8回実施いたしましたネット公売による手数料でありまして、株式会社ヤフーへ落札金額の3%プラス消費税を支払ったものでございます。平成24年度は不動産1件を含む19点を売却し、154万円ほどの税に充当をいたしました。

その下の白丸、徴収負担金439万円余につきまして、主な内容を御説明いたします。3つ目の黒ポツ、地方税滞納整理機構負担金420万円は、長野県地方税滞納整理機構へ負担金として支払ったものでございます。以上です。

市民課長 同じページの一番下の白丸、戸籍住民基本台帳事務諸経費は、住基ネットや戸籍システムの運用にかかわる委託料が主な内容となります。次のページをお願いいたします。103ページ、黒ポツの上から3つ目、住基ネットシステム改修委託料につきましては、戦後約60年間続いた外国人登録法が廃止され、昨年7月から適法に3カ月を超えて在住する外国籍市民の1,148人の皆さんを住民票及び住基ネットに登載するなど住基ネットシステムの改修に必要な委託料として払ったものでございます。なお、この委託料のうち国の定める

標準的な経費について、交付税による地方財政措置が講じられております。以上です。

選挙管理委員会事務局長 続きまして選挙費でございます。102、103ページをお願いいたします。決算説明資料では45ページになります。1目選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員の報酬、職員の給与、それから委員会運営の関係で各種所属するところの負担金、分担金等が主なものでございます。

続きまして2目選挙啓発費につきましては、選挙の常時啓発にかかわるもので、最初備考欄の選挙ポスター表彰記念品代は、明るい選挙啓発ポスターを募集し、応募した全員に参加賞を、また優秀賞者に賞状と記念品を贈ったものであります。小学生は9校263人、中学生は3校で67人、過去最高の330人の応募をいただきまして、その中で塩尻中学の1年生が全国審査で明るい選挙推進協会会長賞、都道府県選挙管理委員会連合会会長賞を受賞いたしました。

その下3目衆議院議員選挙費でございますが、昨年12月16日に執行されました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行経費でございます。長野県第4区定員1人、立候補4人というところで行なわれ、本市では有権者5万4,585人、投票者3万3,237人、投票率60.89%でございました。その選挙執行経費の主なものについて御説明いたします。投票管理者等の報酬につきましては、投票管理者、期日前投票管理者を含めたものでございます。

職員給与費につきましては、投票事務関係301人、開票事務関係215人が主なものでございます。

次にめくっていただきまして104、105ページでございますが、105ページ黒ポツ上から5つ目、郵便料127万円余でございますが、これは入場券の発送分が主なものでございますが、この入場券、このとき初めて期日前投票にかかわる宣誓書を刷り込みまして、この衆議院選から実施をさせていただきました。期日前投票者の11%がこの宣誓書を利用していただきました。それから下から5つ目の黒ポツでございますが、ポスター掲示場設置委託料252万円につきましては、市内277カ所の選挙ポスター掲示場の設置管理、撤去を委託したものでございます。以上でございますが、この衆議院議員選挙の経費は委託金といたしまして、県を通じて国から全額支払われております。以上でございます。

企画課長 続きまして、その次、5項統計調査費につきましては、全体で1,535万円余でございました。1目統計調査総務費の備考欄の白丸、職員給与費、これにつきましては、職員2人分の給与でございますし、次の白丸、統計調査諸経費の3つ目、印刷製本費59万円余とございます。これにつきましては、統計しおじり2012年版、それから統計から見た塩尻市の姿を作成したものでございます。

次の2目基幹統計調査費、これにつきましては決算額274万円余でございます。内容といたしましては、学校基本調査、就業構造基本調査、工業統計調査等の実施によります指導員、調査員の報酬等でございます。以上でございます。

監査委員事務局長 続きまして106、107ページをごらんいただきたいと思います。決算説明資料では47ページの上段になります。6項1目監査委員費につきましては、支出済額が1,288万2,924円ございました。このうち委員報酬の295万5,599円につきましては、識見委員2名に対しまして月額9万6,000円の報酬を、議選委員1名に対しまして月額5万4,300円の報酬を支払ったものでございます。

次に監査委員事務諸経費につきましては、支出済額57万9,822円でございます。このうち主なものは、会議や研修会に出席した際の旅費が10万2,400円、費用弁償が31万5,680円、会議出席負担金を初

めとする各種負担金が4万円ございました。以上です。

健康づくり課長 ページ飛びまして118、119ページをお願いいたします。3款民生費7目榑川保健福祉センター管理費でございます。真ん中辺の丸印、榑川保健福祉センター管理諸経費、これにつきましては、施設の通常管理に要する経費でございます。316万円余でございました。3つ目の黒ポツ、電力使用料、施設に関する電力料でございますが103万6,000円余。その2つ下、5つ目でございますが営繕修繕料、これにつきましては、トップライト、天窓の漏水修繕2カ所の15万7,000円余で締めまして、18万2,500円となりました。下から2つ目の黒ポツ、施設管理委託料、これにつきましては施設管理を一部業務委託をしております。NPO法人ビレッジならかわに施設の開閉、また利用の申し込み、日常の設備点検等を行っております。69万7,000円余でございます。以上でございます。

市民課長 その下の8目国民健康保険総務費の3つ目の白丸、社会福祉事業繰出金は法の規定に基づき保険税軽減相当額などの繰り出しを行ったほか、23年度の税率改定における財政支援といたしまして、その必要額を一般会計から国保事業特別会計に繰り出しを行ったものでございますけども、具体的な内容につきましては、あすの国保事業特別会計の決算の中で説明させていただきます。

その下白丸、後期高齢者医療広域連合負担金は、本県の広域連合に対する事業費及び医療費にかかわる負担金となります。黒ポツ2つ目の医療費は、本市の加入者にかかわる医療給付費に対し、市町村公費負担分として12分の1に相当する額を負担しておりますが、毎年負担額が平均6%台で大きく増加する中にありまして、24年度決算においては前年比0.9%、489万円余の増と低い増加率になっております。これは制度創設以来比較できます21年度から、初めて本市の加入者1人当たり医療費が前年度を下回ったことから、広域連合への公費負担による医療費負担が少ない増加率に抑えられたものでございます。

次のページをお願いいたします。121ページ最初の後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、法の規定に基づき事務費及び保険料軽減相当額を本市の特別会計に繰り出しを行ったものでございます。

続きまして、ページをずっと飛ばしていただきまして132、133ページまでをお願いいたします。132、133ページをお願いいたします。132、133ページ、下段の4項1目国民年金事務費につきましては、平成14年度から保険料徴収を含め国の直接事務となっておりますので、法定受託事務として事務諸経費等を国の委託により執行したものでありますが、例年どおりの内容となっております。民生費までの説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

委員長 それでは、説明を受けました133ページまで質疑を行います。委員の皆さんありましたらお願いします。

山口恵子委員 101ページの地方税滞納整理機構負担金が掲載されていますが、県のほうの機構の状況、新聞報道などで見ますと全部で5.3億円徴収ができたというような報道がありますが、そのうち塩尻市内の分の状況をお聞きします。

収納課長 塩尻市24年度は25件を徴収をお願いいたしまして、移管の本税額が4,840万6,642円でありました。そのうち徴収いただいたのが1,154万2,510円、徴収率でいきますと23.84%徴収をいただいております。以上です。

山口恵子委員 機構としても目標にはなかなか届かないという、厳しいというような状況がありましたけれど

も、県内の中で比べると塩尻市内のこの23.8%の徴収の割合というのは、いいほうなのかどうなのかをお聞きします。

収納課長 機構全体でいきますと15%です。私どもは23.84であります。以上です。

山口恵子委員 それで25件、ことし移管されているということですが、その後全額徴収できればいいわけですが、なかなか厳しいと思いますので、その後の処理というか、対応はどのようになるのか、お答えください。

収納課長 25件のうち完納者が1人ありました。それで、あと残りがありますけども17人からは分納いただいております。それで、全く納税がない人が8人おりました。それで8人につきましては、状況等が機構から返っておりますので、またそれを、状況を見ながらこれから、これからって言いますか、もう始まってますけれども処理をしていきたいというふうに考えておりますし、その中で執行停止が妥当だというような意見ももらっているのがありますので、執行停止に行きたいと思っております。

委員長 ほかにございますか。

柴田博委員 99ページの一番下ですけれども市税還付金、先ほどの説明で法人税の部分と個人所得税の部分ということでしたが、それぞれ内訳がわかたら教えてください。

税務課長 還付金でございますけれども、法人市民税が102件で金額で8,544万3,700円、それから個人市県民税が145件で508万7,744円等でございます。ほかにもまだ固定資産税、軽自動車税等がございます。

柴田博委員 法人税の場合、先ほど説明があったんで大体どういう場合かわかるんですけど、個人所得税の場合はどういう場合に大体還付するってケースが多いわけですか。

税務課長 いわゆる国税、所得税ですね。所得税を更正請求と言いまして、1回申告してしまったものをですね、過年度において扶養を取り忘れたとか、それとか医療費控除を取り忘れた等々、改めてですね、更正請求、1回した申告に対してさらに控除対象となって税額が落ちる要素があったものですから、これを更正請求と言いますが、更正請求されて所得税は返りますけれど、これに準じて市県民税も当然還付ということになりますので、更正請求された場合にこのような事態が生じます。

柴田博委員 その件数は大体例年、24年度分と同じようなもんですか。

税務課長 詳しい資料はちょっと手元に持ってませんが、大体そんなに多くは変わらない状況で、市県民税におきましては、そんなに大きくは変わらない状況です。

委員長 ほかにございますか。

森川雄三委員 細かいとこだけ99ページのね、家屋評価用パソコン使用料100万円余とありますが、前年度が30万円弱だったんだが、これはどうしてこうなったのか。

税務課長 平成24年度におきまして、システムの入替えをしたために金額が増額となりました。

森川雄三委員 それじゃ、以前のシステムは安かったってこと。

税務課長 では、補佐のほうからお答えさせていただきます。

資産税係長 24年度につきましては、24年度が評価がえということで、今まで行っておりました家屋評価システムを再リースという形で行っておりました。それを24年度の途中から新しいシステムに変更するという

ことで、かなり前期につきましては安い金額で抑えられていたということで、金額が上がっております。

森川雄三委員 もう1点いい。101ページのね、ネット公売の関係なんだが、9件で154万円を得たというようなお話ですが、いわゆる9件というのは滞納されている部分の件数で、そこから引き上げてきた債権をネットへかけたということですよ。この9件の滞納額と言うか、債権額って言うんですか、そこら辺はおわかりになります。

委員長 収納課長でいいですか。

収納課長 担当の補佐から説明させますので、お願いします。

滞納整理係長 9件と申しましたが、全部で19件でございます。主なものは不動産の売却代金が大半を占めておりまして、不動産の先ほど課長の説明の折1件とありましたが、この滞納額は225万7,300円でございます。あと電話加入権が3本ありますが、これは1万円に満たないほどの滞納でございます。それから動産が15件ありますが、これは50万円ほどの滞納者になります。以上でございます。

森川雄三委員 そうすると約300万円くらいの債権があるわけだよね。それで、売れたのが154万円ということは、半額返って来たということなんだが、これはあれですか、それでもあと残りの債権に関してはもう放棄するというか、そういう形になるわけですか。そこら辺はいかがです。今、俺の計算があってるかどうか、それから、それでいいかどうか。

滞納整理係長 先ほど、これもケースバイケースでございますので、不動産の方については財産がそれしかない方の公売に付しましたので、したがって、225万7,300円のうち約120万円を不動産の売却によりまして市税に充当いたしました。残りにつきましては、不納欠損してございます。それから電話加入権でございますが、既に倒産した会社の数千円の滞納を電話加入権で、やはり数千円、4,100円ですかね、充当になりましたので、残りの何千円かについては、もう既に倒産した会社ということで不納欠損に付してございます。それから動産の者については、引き続きその方の動産がまだ残っておりますので、継続公売中で様子を見る状況でございます。以上です。

森川雄三委員 もう1回いい。それじゃ、今の説明では、まだ財産があるというか、場面においてはそれを差し押さえながら公売にかけることはできると、債権が残ってれば、そういうことでいいわけですか。

滞納整理係長 そのとおりでございます。

森川雄三委員 はい、了解。

委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、133ページまでは、以上で終了といたします。それでは、134ページ、歳出4款衛生費の134ページから9款消防費203ページまでの説明を求めます。

健康づくり課長 それでは、135ページをお願いいたします。丸の2つ目になりますけれども、保健衛生事務諸経費でございます。この項目につきましては、地域医療の推進と市民の安全できる生活の確保という項目でございますけれども、2,675万円余でございます。ポツの真ん中辺になりますけれども在宅当番医制事業委託料、その下の在宅歯科当番医制事業委託料、その下の当番薬局制事業委託料でございますけれども、塩筑医師会、歯科医師会、松本薬剤師会に委託をいたしまして、土日祝日、あるいはお盆、年末年始等の休暇のときに当番制において営業をしていただいて、休日祝日の救急医療等の確保を行ったものでございます。3つ合わせまし

て596万6,000円余でございました。下から3つ目のポツになります。病院群輪番制事業負担金1,349万2,000円でございますけれども、これは松本広域圏3市5村におきまして二次医療機関、病院さんへ輪番制にて委託をしているものでございます。管内9病院への委託ということでございます。

それから次の丸印、保健衛生繰出金でございます。地域医療確保のためのそれぞれの診療所へ運営繰り出しということで行ってきております。4,879万5,000円余でございます、前年同期で1,509万円余、44.8%の増でございました。1つ目のポツ、両小野国保病院組合繰出金でございますけれども、当初の繰出金に加えまして、24年度の赤字総額5,417万9,000円余でございましたけれども、これを塩尻市、辰野町の折半におきまして、合計繰出金が3,793万円余でございました。その次のポツ、国民健康保険槽川診療所事業特別会計繰出金でございますが、1,086万円余の支出をしてございます。

次の丸印、天使のゆりかご支援事業でございます。これにつきましては、2つ目のポツになりますが、不妊に対する治療の補助金ということでございまして、24年度91人が申請をしております。34人の出生児を迎えております。ちなみに平成17年から制度は発足しておりますけれども、24年度まで累計で172人の出生を見ております。1,767万円余の支出でございました。

次の丸印、予防対策事務諸経費でございます。この項目は予防接種法に基づきます乳幼児から高齢者までに集団及び医療機関、個別の各種の予防接種の費用でございます。5つ目のポツ、消耗品費、これが主にワクチン代でございます、ポリオ、二混、三混、麻しん、風しん、BCG、日本脳炎等のワクチン代でございます、4,096万円余の支出でございます。一番下のポツになります。個別接種医師委託料、これにつきましては医療機関に依頼をして予防接種をいたしますけれども、その中で予防接種の種類におきましてのワクチン代、及び手技料ということでお支払いをしてございます。1億4,127万余の支出でございました。

めくっていただきまして137ページでございます。最初の丸印、感染症予防対策費でございます。これは感染症法に基づきます肺がん、結核検診の検診費でございます、4つ目のポツ、結核健康診断委託料、胸部のレントゲン検診でございますけれども、健康づくり事業団への委託として間接撮影、これはバスで各地区回っておる検診でございますが、4,708人、390万7,000円余でございました。下のCT撮影(二次)につきましては、一次検診で疑わしき方について、これは精密検査ではありませんけれども、より精度の高い検査ということでCT撮影ということで行ってございまして、139人で99万円2,000円余ということでございます。

それから2つ飛ばしまして、3つ目の健康増進事業でございます。市民の健康増進のための健康教育、健康相談、各種検診を行ってきております。6,511万円余の支出でございます。中ほどのポツ、保健対策事業委託料、これにつきましては胃から始まりまして前立腺までのがん6検診と申しておりますけれども、それに加えまして目、歯、骨、肝炎ウイルス等の検診につきまして、集団では健康づくり事業団、個別では塩筑医師会、あるいは松本市医師会への委託として各種検診を行ってきております。額で5,511万円余の支出でございました。それから下から4つ目のポツになります。AED使用料になります。これは従来設置に加えまして、市内約5カ所の公共機関を含めたりース料で、24年度現在で78施設82基のAEDを設置をしてきております。

めくっていただきまして139ページになります。高齢者歯科健診事業、これは寝たきり、あるいは障害によりまして通院困難な方への訪問歯科健診ということにしておりますけれども、下から2つ目のポツ、歯科健診委託料として24年度は66件の方へ訪問健診をしております。151万8,000円余の支出でございます。

それから、その次の丸、後期高齢者等保健対策事業、これにつきましては、下から4つ目のポツになります。これは後期高齢者医療制度に加入している市民対象の方への健診ということでお願いしたいと思っておりますけれども、健診委託料につきましては、集団として健康づくり事業団、あるいは個別健診では塩筑医師会へお願いをして、健診をしていただいております。2,726人の受診がございました。ちなみに昨年は2,702人ということで、0.9%の増でございます。1,950万円余の支出をしております。

それから食育推進事業でございます。下から2つ目のポツ、食生活改善普及事業委託料ということで、食生活改善推進協議会への委託事業としまして、離乳食、妊産婦、あるいは高齢者等への料理教室、あるいは料理指導、伝達等を行ってきております。66万5,000円でございます。

それから丸印、母子保健事業でございます。これにつきましては、母子への保健指導、子育て支援ということでやっておりますけれども、中ほど下のポツ、一般健康診査委託料でございます。これにつきましても塩筑医師会へ加入の医療機関へ委託をしております。妊婦一般につきましては、延べで7,339件、ちなみに前年度は6,517件ということですので、822件の増でございます。それから、その下の乳児一般健康診査委託料につきましては、生後3カ月から1歳になる手前までの児が対象でございまして、358人、200万円余の支出がございました。私は以上でございます。

生活環境課長 それでは、私から140、141ページの5目環境衛生費の主な内容につきまして御説明を申し上げます。決算説明資料では60ページからとなりますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。まず141ページの上から2番目の白丸、環境衛生一般事業でございますが、この事業は公衆便所、公衆浴場、飼い犬の飼育と狂犬病予防対策、また地域の清掃活動に対する支援対策事業となっております。中でも主なものといたしまして3番目の黒ポツ、衛生部長謝礼と中ほど少し下の黒ポツ、環境衛生活動委託料でございますけれども、衛生部長手当につきましては262万円余でございます。内容は均等割2万3,100円と各区の戸数に戸数割単価55円を乗じて得た額が衛生部長の手当となります。衛生部長69人に対しまして直接支払ったものでございます。また、中ほど少し下の黒ポツ、環境衛生活動委託料631万円余でございますが、ごみの分別やごみのステーションの管理など、指導、各種環境衛生にかかわりますチラシや文書の配布に対する経費といたしまして、各区の戸数に1戸当たり300円を乗じて算出した額を地区衛生協議会を通じまして、各区に委託料として支払ったものでございます。その4つ下の公衆浴場経営安定化等助成事業補助金24万円でございますが、現在市内の民間公衆浴場は大門一番町にあります桑の湯1件となっております。これに対しまして、県の補助と塩尻市の補助を2分の1ずつ12万円ずつですが、これを合わせまして24万円を補助しているものでございます。

次の白丸、資源リサイクル推進事業8,843万円余でございますが、この事業は一般家庭の瓶、ペットボトル、紙類、古布類、金属類等の収集運搬処理にかかわる経費や、ごみを分別して燃えるごみや埋立てごみを減らし資源として有効活用することを促進するための補助金の交付という内容となっております。8つ目の資源物回収事業委託料6,081万円余でございますが、一般の御家庭が地区のごみステーションに出しております紙類や古布類、金属類、3,912トンが収集されましたんですけれども、その収集運搬処理にかかわる委託料でございます。その3つ下の黒ポツ、生ごみ処理機器購入費補助金161万円余でございますが、電動攪拌式生ごみ処理機54台、生ごみの堆肥化を促進するコンポスター、プラスチックでできた緑色のバケツをひっくり返し

たような形のもんですが、これが27台に対しまして補助を交付したものでございます。ちなみにこの補助制度が始まりましたのは、平成12年から始まっておりまして、累計台数は2,151の補助を出しております。一部はもう使われていない分もあると思いますけれど、補助の台数としましてはそのような結果になっております。その2つ下の黒ポツ、資源物回収事業補助金604万円余でございますが、PTAの廃品回収や各区で出された資現物に対しまして補助金でございます。

その下、花による美しい環境づくり事業でございますが、各区の花壇あるいは公共施設に、花壇の設置用資材といたしまして花苗7種5万7,649本を配布したものでございます。

その下、「クリーン塩尻」推進事業423万円余でございますが、例年行われております春秋の市内一斉清掃にかかります車借上料と、9月下旬から10月上旬に環境イベントとして行っております環境と食と生活のフェアの負担金が主なものでございます。142、143ページをお開きいただきたいと思います。3つ目の黒ポツ、環境と食と生活のフェア負担金298万円余でございますが、昨年は9月30日の日曜日に大門銀座通りの一部を歩行者天国といたしまして、市民交流センターのえんぱーくまつりと共催をしまして実施いたしました。フェアの内容でございますが、小中学生が書いた環境メッセージの発表や環境あるいは食にかかわる団体の皆さんの出店によりまして、多くの市民の皆さんに親しまれるイベントの開催をさせていただくことができました。その下「クリーン塩尻」推進連絡会議補助金36万円でございますが、この団体につきましては、協働によるまちづくりを推進する団体ございまして、市民団体や市内の事業者、計現在95団体加盟しておりまして、最も顕著な取り組みといたしましては、エコ・ウォーク「クリーン塩尻」大作戦ということで、昨年は10月に開催したものでございます。

次の丸、廃棄物不法投棄防止対策事業1,281万円余でございます。不法投棄されました廃棄物の処理、処分、道路等で事故に遭い死んだ犬、猫やポイ捨てごみの処理にかかわった経費でございます。不法投棄をいち早く片づけ、次の不法投棄を防止するという意味で行っているものでございます。昨年は前年比139万円、約10%の減ということになりました。この主な内容につきましては、平成23年7月に地上デジタル放送への完全移行がなされました。これに伴ってアナログテレビと、それと一緒にですね、投棄された家電製品、あるいはタイヤなどの不法投棄が昨年度は減ったということでございます。具体的には、道路、河川、山等の定期的パトロールや市民からの通報により発見されたものでございまして、不法投棄された家電製品類73台、あるいはポイ捨てされた可燃ごみ約14トンなどをいち早く片づけてきたものでございます。

次の丸、公害防止対策事業722万円余でございます。市内の大気汚染、河川や湖沼の水質、国道沿線の騒音等の調査を定期的に行っているものでございまして、毎年継続してモニタリング調査することによって数値の変化を的確に把握しながら、大きく変動した場合の原因究明と必要な対策を施しているものでございます。この事業の中段下にあります自動車騒音調査委託料でございますが、この調査は平成24年度から県からの権限移譲によりまして行っているものでございます。昨年は県道松本塩尻線沿いと国道19号線沿いの2カ所を騒音調査したものでございます。

次の丸、自然環境保全事業165万円余でございます。その中の4つ目の黒ポツ、自然保護・調査パトロール委託料40万円でございますが、塩尻市自然保護ボランティアに委託いたしまして、高ボッチ高原の管理棟の管理運営と市内の絶滅危惧種等の希少動物等の現状把握の調査を行っていただいたものでございます。またその下、

アレチウリ等外来植物駆除委託料99万円余でございますが、平成21年度から緊急雇用創出事業補助金を受けてシルバー人材センターに委託し、田川沿いのアレチウリの駆除を継続的に行ってきたものでございまして、帰化植物の著しい繁殖を抑制したものでございます。

次の丸、地球環境保全事業3,445万円余でございます。次の144、145ページをお願いをしたいと思います。上から5番目の黒ポツ、新エネルギー導入普及事業補助金3,405万円余でございます。前年度対比822万6,000円、約31.9%の増となっております。これは、途中、昨年9月に補正をさせていただいたものでございますが、ソーラー発電システム等の設置した者に対し補助金を交付しているものでございますけれども、東日本大震災によります原発事故の影響による再生可能エネルギーへの利用への関心が高まったことと、御承知のとおり昨年7月にですね、再生可能エネルギーの固定価格の買い取り制度ができたということもあってですね、特にソーラー発電のシステムに対する関心がふえ、全体で238件の補助をさせていただきまして、一般家庭が取り組む再生可能エネルギーの普及という形で寄与することができたというふうに感じております。

次の丸、環境教育推進事業53万円余でございます。この事業は第四次塩尻市総合計画の後期基本計画の第3章に「環境をまもる心をはぐくむ」という事業でございます。老若男女を問わずですね、出前講座や環境学習の発表会、あるいは施設見学会などの実施のほか、昨年度は特に信州Fパワープロジェクトにかかわる森林整備、森林の大切さということを含めまして「森のめぐみと私たちたちの暮らし」と題しまして地区説明会をさせていただいてきたものでございます。また、同じくごみの共同処理に伴ってですね、ごみの状態等を市民の皆さんに理解をいただき、意識を高めてきたという内容のものでございます。

次の丸、環境管理システム推進事業でございます。いわゆる市役所のISO14001の認証にかかわる経費でございます。5番目の黒ポツの審査登録・支援業務委託料49万円余でございますが、本市の取り組みの支援や審査のためにですね、日本検査キューエイ株式会社に委託した経費でございます。

次の合併処理浄化槽設置事業につきましては、水道事業部になりますので割愛いたします。

次の丸、高ボッチ高原・よみがえれ大作戦事業の中の高ボッチ環境基本方針策定調査委託料128万円余でございますが、高ボッチの本来の植生を復元させるために、将来においてどのような環境管理を進めて行くのがいいのかということを方向づけしていくためにですね、基礎調査を行ったものでございまして、平成23年と24年の2年にわたる事業といたしまして、専門業者に委託し行ってきたものでございます。この調査結果に基づきまして、本年度緊急的に対応すべき整備工事といたしまして、牧柵の取りかえ工事等を行っているものでございます。また、本年度から植生復元試験ということで、事業を進めているものでございます。

次の丸、斎場施設管理費の中、黒ポツ、斎場運営業務委託料1,538万円余でございます。斎場での火葬及び案内業務、それから屋内及び場外の清掃管理等を有限会社塩尻造花に委託しているものでございまして、従業員3人分の人件費のほか、もろもろでございます。昨年は友引と、それから年始の2日を除き、300日の火葬業務に携わっていただいたものでございます。

次の丸、斎場施設維持整備費4,161万円余でございますが、斎場は平成15年、16年で大規模改修を行っております。以降、機械設備の老朽化に伴います更新や修繕を平成23年と24年の両年にわたり行ってきてまいりました。2系列ございます排ガス処理の中の1系列分の火葬炉にかかわる熱交換機、あるいは火葬したときに出る灰のですね、集じんをするフィルターの交換、あるいは消防法の改正に伴いまして地下石油タンクの整

備を法律上しなきゃいけなくなりましたので、その整備ということで施設の長寿命化を図るという意味で行っているものでございます。今後は、今現在4炉ございますが、うち3炉が人を火葬する炉になっております。今後継続的な改修が必要であるというふうに考えております。また、その下の黒ポツ、火葬棟屋根改修工事1,746万円余でございますが、火葬棟はこれまで銅ぶき屋根でございましたが、30年余経過いたしまして、雨漏りがしてきたということで、昨年度ぶきかえをさせていただいたものでございます。なお、営繕修繕料の549万円余でございますが、昨年、ちょうどこのころですね、斎場で事故が起きましたが、549万円のうちの315万円余につきましては、火葬中に起りました集じんフィルターのもので、熱損失事故によりまして、これを修繕したものでございます。原因といたしましては、ひつぎ内に納められた副葬品ですが、こういったものが異常燃焼したことではないかという原因究明をしてきております。このことを踏まえまして、緊急的な運転管理の研修、あるいは一部燃焼制御方法の見直しをしてまいりました。また、特に火葬される御家族の皆さんにつきましては、こういったものをですね、プラスチック関係のものとか、そういったものを入れないようにという注意の喚起を文書により今現在お願いをしているものでございます。

次の丸、霊園管理諸経費でございますが、下段にあります霊園管理業務委託料でございますが、利用者への案内や管理上の軽微な作業をシルバー人材センターに委託しておりまして、昨年度は264日の受付日となっております。事業の最後の黒ポツ、永代使用料還付金9件でございますが、100万円余でございます。市民が東山霊園の聖地を購入をされまして、何らかの理由によって返還を希望した場合に使用者が保有していた経過年数に応じて、購入時の永代使用料の一部を還付しているものでございます。

次の霊園整備事業1,400万円余でございます。本会議におきましてもちょっと御質問がございましたが、残り少なくなりつつあります聖地でございます。平成23年、24年で、この2年間にわたってですね、新しい区画を造成させていただきまして、平成23年度に69区画、24年度に31区画の計100区画を造成いたしました。聖地数全体で2,061区画が今現在ございます。しかしながら、この25年3月末でですね、聖地の残数が今現在64区画という状況になっております。

し尿につきましては、水道事業部でございます。

148、149ページの中段になります。下のごみ処理負担金でございます。3億6,709万円余でございますが、御承知のとおり平成24年4月1日からごみの共同処理が始まりました。これに伴いまして、塩尻市、松本市、山形村、朝日村を構成市村とする松塩地区広域施設組合が設置されまして運営しているところでございますが、そこに支払いました可燃ごみ処理にかかわるものと、朝日村にあります最終処分場の運営費にかかわる負担金でございます。負担金は建設費の分担金と管理運営費の分担金と2本立てで可燃ごみの量に応じて負担しているものでございます。

次の丸、旧塩尻・朝日衛生施設組合未払金でございますが、塩尻・朝日衛生施設組合が昨年3月31日に解散して、打ち切り決算しましたことにより、地方自治法の定めるところにより4月以降支払うはずだった同組合の未払金を、組合の管理市であります塩尻市が引き継いで精算を行ったものでございます。詳細は申し上げませんが、150、151ページをお願いをしたいと思います。このページの中ほど、この事業の一番最後の黒ポツでございますが、決算剰余金精算金320万円余がございます。この内容でございますが、3月31日に塩尻・朝日が打ち切り決算をいたしまして、これまた歳入の57ページのところにも出てきてまいりますが、1億

1,636万円余のですね、塩尻・朝日衛生施設組合の残余金を塩尻市は受け継ぎました。この残余金プラス昨年の5月までに入ってくるべきごみ処理手数料等の未収金を合わせまして、こちらにあります歳出の項目に載っているもの全てを支出しまして、最終的に剰余金が6,160万1,009円という形になりました。これを解散した組合の負担金の案分率、これは、平成24年度の予算を決定するときに決めた塩尻市と朝日の負担率なんです。塩尻市が94.8、朝日が5.2という割合で精算をさせていただきましたところ、朝日村が320万円余、ここにあります320万3,174円ということで、塩尻市から朝日村に還付したものでございます。ちなみに最終的に残ったお金は塩尻市のものということになりまして、5,839万7,835円という金額となったものでございます。

次の丸、廃棄物等収集運搬処理事業でございます。1億8,695万円余でございますが、この事業はですね、平成24年度から塩尻・朝日が行ってきた事業を引き継いでいるものでございます。この事業の中段付近にあります黒ポツ、廃棄物収集委託料1億1,236万円余でございますが、これが主として、主な内容になっております。本来なら組合の解散でそれぞれの市町村の事務として取り扱いされてくるもので、収集運搬もですね、塩尻市は塩尻市、朝日村は朝日村という形をとるところですが、これまでの経過を踏まえまして、事務事業の効率化を継続するという意味で、地方自治法の定めにより朝日村からこの収集運搬の部分事務委託を受けまして、塩尻市が行っているものでございます。よって、この事務事業につきましては、朝日村の負担金というものがですね、歳入で入ってくるものでございます。主な内容につきましては、先ほど申し上げましたように収集運搬委託料が1億1,230万円余でございます。また、その下のですね、これらのプラスチック製容器包装圧縮梱包委託料につきましては、市内の前田産業にこの処理を委託してございます。これらにお支払いをした委託料という形になっております。

152、153ページをお願いをしたいと思います。白丸の1番目、2番目でございますが、水道事業会計繰出金は市内の消火栓の設置あるいは老朽管の更新事業などを、また簡易水道事業特別会計繰出金につきましては、榑川地区の簡易水道事業につきまして、建設改良費や維持管理費などにつきまして、水道事業会計のほうの安定化を図るために一般会計から繰り出している内容のものでございます。以上でございます。

消防防災課長 それでは、198、199ページをお願いいたします。9款消防費1項消防費1目常備消防費から説明をいたします。199ページ備考欄の一番上、この白丸、消防負担金、1つ目の黒ポツ、松本広域連合負担金5億6,700万円余、これでございますが、これは常備消防運営のための消防費の共通経費に相当する負担金5億6,000万円余のほか、本市への派遣職員1人分の人件費770万円余であります。それから、その下の黒ポツ、松本広域連合負担金（高速救急業務）1,100万円余につきましては、長野高速自動車国道におけます救急業務に対する負担金でございます。中日本高速道路株式会社から支弁金として本市へ支払われたものを、そのまま負担金として松本広域連合へ支払ったものでございます。その下の黒ポツ、長野県消防防災ヘリコプター運航協議会負担金128万円余ありますが、長野県消防航空隊の消防委員にかかる人件費でございます。松本広域消防局からは3名の職員を派遣しております。その下の黒ポツ、木曽広域連合負担金297万4,000円、これにつきましては、木曽広域連合の消防庁舎建設に伴う起債の償還分でございます。平成29年度までを予定しております。

次に2目の非常備消防費をお願いいたします。備考欄一番上、委員報酬6万7,000円につきましては、消

防委員10人分の報酬で延べ2回開催をいたしております。

それから白丸1つ飛びまして3つ目、団員報酬2,164万円余でございますが、これにつきましては、消防団員900人分の報酬でございます。

それから白丸2つ飛ばしまして上から6つ目、消防団補助費820万円余でございますが、1つ目の黒ボツ、消防団員退職報償金780万円につきましては、5年以上勤務をしました団員のうち退団した31人に対しまして、階級や勤務年数に応じた退職報償金をお支払いしたものでございます。

その下の白丸、消防事務諸経費240万円余でございますが、201ページをお願いいたします。上から9つ目の黒ボツ、無線装置保守点検委託料73万円余でございますが、これは塩尻地区の消防団無線の保守点検49万9,000円余と榑川地区の消防団無線の保守点検23万8,000円余でございます。

次の白丸、消防団諸経費1,962万円余でございますが、上から7つ目の黒ボツ、電力使用料279万4,000円余、これにつきましては、消防詰所等の電気料になります。黒ボツ1つ飛びまして、車両修繕料282万9,000円余でございますが、これにつきましては、ポンプ車、積載車の車検代、点検費用等でございます。その下の被服費457万円余につきましては、団員のはっぴ、活動服などの被服費とあわせまして、昨年は雨天災害活動時等の団員の安全性の確保と迅速な災害活動を図るために雨がっぱ375着を整備したものでございます。それから黒ボツ5つほど下がりまして、備品購入費489万4,000円余でございますが、ポンプ操法大会等で使用いたします水槽用給水器、消火栓ホースなどの備品をそれぞれ購入したものでございます。

それから次の白丸、消防負担金1,986万円余のうち、2つ目の黒ボツ、消防団員退職報償金負担金1,728万円余でございますが、これは団員の労苦に報いるために5年以上勤務して退団した団員に対しまして退職報償金を支払うための負担金でございまして、1人当たり1万9,200円を基金のほうへ支払っているものでございます。黒ボツ1つ飛びまして、公務災害補償費負担金201万3,000円余、これにつきましては、消防団員が公務により死亡あるいは負傷した場合に、その損害に対しまして補償するための負担金で、1人当たり1,900円の負担をしたものでございます。

次に、その下の白丸、消防交付金1,671万円余、1つ目の黒ボツ、消防団運営交付金1,376万円余でございますが、これは消防団を運営するための交付金でございまして、団員数、世帯数、それから消防車両の数などに基づきまして、各部に交付をしているものでございます。その下の災害出動交付金153万9,000円、これは消防団員による火災の消火活動、あるいは行方不明者の搜索活動の出動に対しまして交付するもので、半日出動は1,500円、1日出動が3,000円ということで交付をさせていただいております。昨年度は延べ19件出動をいたしまして、火災出動が11件、行方不明者の搜索が7件、水防活動が3件、その他5件という状況で、延べ926人が出動をしております。その下の大会出場交付金141万円につきましては、松本消防協会大会への出場交付金、ポンプ操法4チーム、ラッパ吹奏1チームの交付金でございます。

203ページをお願いいたします。最初の白丸、自主防災組織育成推進事業116万5,000円余のうち運営交付金66万円につきましては、自衛消防隊や自主防災組織に対しまして2万円を33組織に交付したものでございます。その下の訓練交付金につきましては、各地区、あるいは各区において実施をされました防災訓練の訓練経費の一部、上限2万円でございますが、17団体に交付したものでございます。

次に3目の消防施設費をお願いいたします。一番上の白丸、消防施設整備費4,426万円余でございますが、

上から5つ目の黒ポツ、詰所建設工事2, 294万円余、これにつきましては、広丘分団第2部堅石と洗馬分団第1部岩垂の詰所を新築整備をしたもので、一番上の黒ポツ、設計委託料128万1,000円とその下の監理委託料79万8,000円につきましては、詰所2棟の建築にかかわる委託料でございます。4つ目の黒ポツ、消防施設等修繕工事459万円余でございますが、詰所修繕工事9カ所、防火貯水槽補修工事7カ所、火の目の撤去1カ所などにつきまして支出をしたものでございます。黒ポツ1つ飛びまして、小型動力ポンプ購入費680万4,000円ですが、配備後15年を経過した4台を更新配備したものでございまして、塩尻分団の第2部下中西条、同第5部棧敷、洗馬分団第1部岩垂と同第6部の上組の小型動力ポンプを更新したものでございます。その下の黒ポツ、消火栓新設改良負担金773万円余でございますが、消防整備の未整備地区を重点的に進めてきておりまして、新規設置が1基、これ野村でございます、及び移設、修繕等8基分であります。

最後になりますが、4目の水防費をお願いいたします。1つ目の白丸、水防施設管理諸経費19万3,000円余のうち水防用資材17万8,000円余は、土のう用の砂及び土のう袋を購入したものでございます。以上、消防費について申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、10分間休憩をいたします。35分からお願いします、2時35分。

午後2時23分 休憩

午後2時34分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。今、説明を受けました203ページまでの質疑を行います。委員の皆さん。

安全・施設整備担当部長 ちょっと質問に入る前に1点修正をさせていただきたいと思います。67ページの市民総合賠償保険の関係で、先ほど答弁させていただいた関係で1点修正がございますので、係長のほうから申し上げますのでよろしくをお願いします。

施設管理係長 済みません、説明の中で先ほど山口委員さんから質問がありました、ボランティア保険へ入っている場合について、今回その補償保険の場合はどうなるかっていうことで、私のほうで勘違いをしております、ボランティア保険と本保険、併用して支給できますんで、その点訂正させていただきたいと思います。おわびして訂正いたします。

委員長 併用してできると、もらえると。

施設管理係長 はい、そうです。

委員長 それでは、質疑を受けます。

山口恵子委員 135ページの天使のゆりかご事業で、先ほどたくさんのお子さんが生れたということで御報告いただきましたが、今後国の制度のほうでは42歳までということで、年齢制限をつけていくってようなことも報道されていますが、現在または過去において、この年齢制限前後の方はいらっしゃるのかどうか、状況はどうでしょうか。

健康づくり課長 その年齢の方は申請はございました、過去に。

山口恵子委員 申請があったということは、補助金を出しているという理解でよろしいですか。

健康づくり課長 申請をされまして、実際に治療に入った治療費に対して補助なものですから、補助をしております。

山口恵子委員 今後ですが、国で年齢制限をした場合、市として何らかの対応をしていくのか、国の基準にあわせてそこではっきり線を引いてしまうのか、その点はどのようにお考えでしょうか。

健康づくり課長 今後の国、県の動向を見ながら注視をして検討してまいりたいと思います。

委員長 ほかにございますか。

柴田博委員 137ページの下の方で、AED使用料のところですが、58万円余ということなんですけど、これ聞き漏らしたんですけど、何基分のリース料ということでしたでしょうか。

健康づくり課長 担当の係長のほうから答弁させます。

委員長 後でやるか。いいかい。

健康づくり課長 済みません、ちょっと後ほど。申しわけございません。

委員長 それじゃ、後ほどで。

柴田博委員 同じAEDの関係なんですけども、AEDの場合、設置しておいて使用していなくても、例えば電池なんかは数年に1回は取りかえなくてはいけないというふうに聞いているんですけど、その辺の管理っていうのはそのリース料の中に入っているのか、それとも取りかえるときにまた別費用で払っているのか、その辺についてはどのようになっているのでしょうか。

健康づくり課長 このAEDにつきましては、平成17年から設置を始めておりまして、当初は購入、あるいはリース、また購入、補助金を使つての購入もございましたけれども、その年代によってもさまざまでございますけれども、今行っているのはいわゆる電池パック、電池、それからパットですね、つける、のについては、そこもメンテに含める中でのリース料としてお支払いしてございます。過去に購入、リースにしたものについては、随時そういうメンテを含むリースに変えておりますし、購入したものについては、日々その設置施設の管理者である方が点検をして、通常電池であれば5年から7年、パットであれば1年8カ月ということで更新をしております。

柴田博委員 リースの場合にはリース料に入ってるということなんですけども、どのAEDのどの電池が、どのパットがっていうのは、そのリース会社のほうできちと管理していて必要なときに取りかえに来るといふ、そういうことですか。それとも市のほうで管理してる人が、その都度連絡をとってやってもらうという、その辺はどうでしょう。

健康づくり課長 原則業者がやっておりますけれども、1社ではなくて3社くらいのリース会社がおいでなものですから、私どものほうでも一括して管理をしてございます。

柴田博委員 そうすると、例えば使いたいと思って出してみたけど、例えば電池切れになって使えなかったなんてことは、絶対ないというふうに考えていいですか。

健康づくり課長 今のところあり得ないというふうに思っています。

柴田博委員 あり得ないね。わかりました。

もう1点、141ページの真ん中あたりの菜の花エコネットワーク補助金25万円ってことなんですけど、これ、今年度については、どんな事業でどんな補助をしてるのか、もう一度説明をお願いします。

生活環境課長 私どもは実績報告をいただいております、その内容をちょっとお話をしたいと思います。少々お待ちください。今回の内容につきましては、平成24年度の事業につきましては、23年度に9月から10月に菜種の種まきをいたします。それを翌年度に刈り取って、そこから菜種の種とそれから油を搾油するという事業になっておりますが、具体的な内容につきましては、菜の花の刈り取りを塩尻市の農業公社に委託をしておりますね、刈り取ってもらったという事業と、それから菜種から油を加工して油をとったというような事業が主な内容です。さらに種まきの市民を募って種まきをするという、啓発宣伝ということでチラシをつくったというようなことが内容の主なものになっております。以上です。

柴田博委員 この補助金については、もう数年間というか、大分やってると思うんですが、当初はもっと広がって大々的にやるのかなと思ったらそうでもないわけなんです、今後のことも含めて今のままやられている方が継続している間はずっとやっていく、補助金を出していくということなのか、その辺の考え方ってというのはどうなんでしょうか。

生活環境課長 実は本年度につきましては、補助金を一旦打ち切っております。それにつきましては、3年間補助をしてきまして、これまで事業の経過を見させていただきました。今後、その事業のやり方についてですね、少しどういったやり方がいいのか、あるいはどこに主として支援したらいいか、というのは研究しながらですね、ちょっとやっていきたいなというふうに思っております、相手方のほうもですね、その点については了解を得る中で進めております。

柴田博委員 はい、わかりました。

委員長 いいですか。ほかにございますか。

副委員長 143ページをお願いしたいと思います。不法投棄物処理委託料と不法投棄回収委託料の関係でございます。先ほどの説明ではですね、不法投棄が見つければ1日も早くすぐ片づけるということで、非常にいいことだと思うんですが、やっぱり速やかに片づけることも大事だと思うんですが、言い方は悪いかもしれませんが犯人捜しですね、やっぱりそういうこともやってかないと、いつまでもイタチごっこになると思います。本市にはポイ捨て条例や何かあるもんですからね、やっぱりそういう目線でやることも大事だと思いますが、犯人の追及というか、あれは、どんな対応してるのか、ちょっとまずそこら辺をお聞かせください。

生活環境課長 委員のおっしゃるとおりでございます。片づけるだけが私どもの仕事ではございません。現実には塩尻警察署のですね、安全課と連携を組みまして、まず不法投棄されたごみの中からですね、いわゆる犯人という言い方はないですね、不法投棄した者の特定できるものをまずきちんと調べます。この中からそれに特定されるものがあれば、まず警察署にお話をいたしまして、調べていただいて、警察のほうから厳重な注意をしていただくということに今の段階ではやっております。今年度も私の知る限りでは2件ほど、そういう形ですね、常習不法投棄者というものを警察のお力をいただいてですね、片づけてるというような状況でございます。だもんですから不法投棄、ポイ捨て禁止条例に基づいてですね、注意、勧告云々というところまで行っておりません。罰金を取るということまで行っておりませんけれども、そういった形ですね、行為者に対して注意を促して、警察がきちっと注意していただければですね、二度とやらないという状況もありますので、そういった今、警察とタッグを組んで進めているというのが現状でございます。

副委員長 ぜひですね、やっぱり捨てた人が片づけるという体制もしっかりあれしながらですね、そういう当

事者に片づけさせるということも大事だと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それとですね、最近、私どもの地域も朝ですね、どうも軽トラックの荷台からぼいぼい捨ててくと思われるような節のごみの捨て方があります。県道榑川岡谷線の上田から勝弦のあいさで、朝、早朝行くと道路にいっぱいごみが飛散しているというようなこともありますのでね、そういうようなこともあれしながら、あんまりいい方法じゃないかもしれませんが、マークをしながらですね、ある、前市役所にいた人がですね、大体マークされてるというようなこともちらっと言ってましたけれどもですね。やっぱりそういうことも、それが的確かどうかわかりませんが、やっぱりそういうことを徹底してやらないと、そういう人は平気でやる人もいますので、そんなことも考えながらですね、ぜひこれも不公平のあれになってっちゃう可能性もありますので、ぜひお願いを申し上げたいと思います。

それともう1点、よろしいですか。151ページをお願いしたいと思いますが、廃棄物等の収集云々かんぬんの収集委託料の関係です。廃棄物収集委託料でございますが、やっぱり積算根拠とそれとどんなふうに検収されているのかをお聞きしたいと思います。と言いますのは、このお金がですね、やっぱり1億1,200万円余ということでございますので、相当高額なお金が使われてるわけございまして、特にごみというのは毎日量が違って出てくるわけですね。そこら辺はどんなふうになってるのか、ちょっとお聞かせください。

生活環境課長 これの積算根拠でございますが、基本的に例えば可燃ごみにつきましては、市内の業者6台で委託しております。常時6台ということで御理解いただきたいと思います。例えば、旧榑川村の地籍は、広い道と狭隘の道がありますので、じゃでかい車がそこを通れるかっていうと通れませんが、小さい車も宛てがいがらやってるという状況もあります。こういったことを踏まえまして、基本的に1台につき2人の乗車、これは原則です。この人件費と車の借上料、パッカー車ですね、大体パッカー車が1,500万円くらいしますので、新車価格で。これの車の減価償却を見てですね、あとは燃料費と諸経費という形で、ブロック別に1台幾らということで入札させていただいております。ですので、ごみが多くなっても、逆に少なくなってもですね、金額は変わらないということでございます。ただ、例えば急遽ですね、私どもで入札する前に、いつ幾日の何曜日と何曜日は収集ですよっていう収集日程表を全部明らかにした上で入札してもらいます。その中で例えば、ことしあったんですが、年末、済みません、ことしじゃなくて昨年の年末ですね。年末の収集がですね、2週間あいてしまったということがありまして、こういう場合は急遽、委託業者者にお願いをしまして1日ふやすとか、そういう場合は設計変更してですね、増額して委託するというような形をとっております。以上でございます。

副委員長 そうするとあれですね、大体入札して終われば、その額はほとんど変わらないということですね、突発的なことがない限りは、

生活環境課長 そのとおりであります。

副委員長 ありがとうございます。

委員長 ほかにございますか。

ちょっと私のほうから、143ページのアレチウリの関係、田川沿いや何かやっているということですが、この辺どんなような形で選定をして委託をしているのか。ほかの河川なんかもかなり今ふえてきて深刻になってると思うんですが、ちょっとこの辺について御説明願います。

生活環境課長 委員長おっしゃるようになりますね、アレチウリの駆除につきましては、対処療法という形で今や

っております。実は先ほど緊急雇用対策でやったというお話をさせていただきましたが、平成22年、23年、24年は、緊急雇用対策でやらさせていただきました。ことしは、この委託料を計上してございませんで、地域の皆さんと一緒にですね、アレチウリ対策しましょうということで今進んでおります。具体的にどういうことをやってるかと申しますと、基本的には田川のアレチウリ駆除というのを主体的に現在やっております。今のやり方といたしましては、6月の下旬ころが一番アレチウリの芽が出てくる時期なものですから、この芽を摘むということから始めております。今まではシルバーに委託をしておりましたけれども、刈り取るというやり方をしておりましたが、非常に量が多くてですね、作業も大変なものですから芽が出たところからやりましょうということで、アレチウリの場合は6月、8月、9月の3回駆除をしないといけないと言われておりますが、また種がですね、翌年度出るかというところではなくて、2年、3年後に出るというような種もあるようでございます。だもんですから、今はちょっと市民の皆さんとともにですね、私どもクリーンパートナー制度という企業も含めたですね、清掃活動をボランティアでやっていただける企業も出てまいりましたので、そういった方たちと今後は一緒に進めていきたいなと、こんなふうに思っております。全てがゼロになるということはなかなか難しいのではないかなと思っておりますが、そういった取り組みをことしからちょっと始めてるということでございます。

委員長 そうすると基本的には、ボランティアという理解ですか。

生活環境課長 ことしですね、そういったボランティアでこういった形ができるかということ、ちょっと検証していきたいなと思っております。特に吉田地区はですね、年に1回、ことしもそうだったんですけど6月22日のエコ・ウォークの日にですね、150人くらい集まっていたいて、この芽の抜き取り作業をやったということと、それからたまたまことしはエコ・ウォークでアレチウリではございませんでしたけども、ヒメジオンの駆除とか、というようなこともやってまいっておりますので、少しそういったことを進めながらですね、具体的にアレチウリの駆除をどのようにするかということを検討していきたいなというふうに思っております。

委員長 それからもう一つ、ごみの関係で149ページですけども、松本広域一緒になったわけですけども、当初予定とどの程度、なから当初予定したような金額だったのか。もし独立っていうか、そのまんま継続して塩尻・朝日だけでやっていたのと比べて結果的にはどんな状況か。1年間やってみて、ちょっとお願いしたいと思えます。

生活環境課長 実は149ページ、ちょっと見ていただきたいと思っておりますが、ここにごみ処理負担金というのがございます。3億6,700万円余でございます。実は昨年までは塩尻・朝日のごみ処理負担金ということでやっておりまして、4億5,300万円、同支出しておりました。しかしながら、ごみ処理、塩尻・朝日でやったところの4億5,000万円云々はですね、先ほどこの後にありますごみの収集というのと一緒にやっておりました。簡単に申しますと、今回支出するのは3億6,700万円余でございますが、151ページのごみの収集の分を足しますと5億5,000万円ほどになります。ここからですね、塩尻・朝日のときには、一般の御家庭から出て来たごみの手数料というものは、塩尻・朝日に入ってましたが、平成24年からは塩尻に入るようになっております。これがおおむね大体8,500万円くらいになっております。そういうものを差し引きしますと4億7,400万円ほどになります。それを先ほど言った塩尻・朝日の4億5,300万円ほどと比較しますとちょっと2,000万円ほど多く見えますけれども、これは当初御説明をさせていただきましたように、今回松本クリーンセンターでは基金を積んでですね、施設の整備をしていく予定になってます。私どもも9億円の整

備をするということと、解体費の2億4,000万円ほどはやらなくて済むようになりましたので、そういうことを踏まえたと一概には多くなったということではなくて同額か、むしろ少なくなってるのではないかなと。ちなみにですね、今回、松塩地区広域施設組合のほうで決算、今、やっております、若干の金額の返還もあるようでございますので、それと踏まえるとほぼ同等かなと、今の段階はですね。なぜかと申しますと、昨年とことしは松本クリーンセンターのかかわる起債償還、これが私どもも負担しております。しかし、平成26年からはこの起債償還はなくなりますので、金額も減るだろうというふうに思います。そこら辺も予測どおりにですね、今、運んでおるところでございます。以上です。

委員長 ほかに。

柴田博委員 生ごみの資源化の関係で、小学校の給食残渣とか、保育園の残渣とかを集めて肥料等にしていることをやってたと思うんですが、24年度についてはどんなことをやってましたかね。

生活環境課長 同等にですね、塩尻市と朝日村の学校、保育園の生ごみの収集やっております。大体年間90トンから100トンくらいの間、収集し、堆肥になっております。

柴田博委員 それについては、当分同じような形でやっていくということですか。それとも、もうちょっとその先何か考えていらっしゃるわけですか。

生活環境課長 今現段階ではですね、実は私どもも一般家庭の生ごみの資源化ということも2年くらい前に検討した経過がございます。隣の岡谷市も一部生ごみの収集をやっているところもありますが、非常に分別がきちんとしてないとですね、逆に後始末が大変になるということもありまして、この点については少し躊躇しているところがございます。一方、食品リサイクル法という、企業の生ごみの処理ということも今盛んに言われてきておりますので、そういったところを少し私ども企業訪問する中でですね、できないかできるかというのをやっている最中でございます。そういったところへの企業の生ごみを減らすちょっと運動と言うんですか、そういったのを進めています。その中の1つといたしまして、いわゆる事業所から出てくる3010運動も事業所から出てくる生ごみを減らすという、1つの方策になってますので、そこら辺も御理解いただきたいと思います。

柴田博委員 初めに説明していただいた今年度のやってた分ですね、それはちなみに決算書で言うとどこの部分になるわけですか。

生活環境課長 151ページですね、下から2つ目の生ごみ等資源化運搬処理委託料です。

柴田博委員 この中ですか。はい、わかりました。

委員長 ほかにございますか。

山口恵子委員 保健対策事業についてお聞きします。説明資料を見ますと、課題ということで、成人または低体重児の今後の取り組みが必要だということで書かれていまして、特に成人に関しては対策強化を図りつつあるなというようなことが感じられるわけですが、低体重児の現在、どんな傾向、どんな状況があるのか、現状をお聞きしたいと思います。説明資料の59ページに課題ということで書かれてある内容の件ですが、

健康づくり課長 低体重児についての対策でございますけれども、今、策定中でございますけれども健康づくり計画というのを策定しております。その中では、いわゆる低体重児になると、その末、生活習慣病に移行するという可能性が多いと、それを占めてるということになりまして。低体重児である、低体重児で生れるってことは、その前の妊婦さん、妊婦さんのやせ等の問題が今ありますけれども、そこからの食、栄養指導が必要で

あるということの取り組みを実はやらなければいけないのではないかという分析をして、健康づくり計画を策定中ということ、今取り組んでいるところでございますけれども、お願いします。

山口恵子委員 やはり産婦人科、小児科専門の先生方の声をお聞きしますと、やっぱり低体重児が生れる原因として母胎となる母親の健康状態が一番大事だということが言われておりますので、そういったことがしっかりと対策が図られるような今後の計画しっかりとっていただきたいと思います。ただ計画をつくるだけでなく、現在の妊婦さん、または母親になろうとしている方への健康指導とか、そういったことも重要ではないかと思いますが、その点はどうでしょうか。

健康づくり課長 妊婦さんにつきましては各教室、母子健康手帳を発行の際にですね、そういったパンフレット、リーフレット等をお出ししながら、指導をしながら出産までいくというような方法でやっていきたいと思えます。

山口恵子委員 引き続きいいですか。それでは、139ページの母子保健事業で、先ほど3カ月健診の話ですとか、あと3歳児健診まで市では行ってまして、その受診率がどんな状況か、お聞きしたいと思います。

健康づくり課長 担当の係長のほうから答弁させます。

保健予防係長 各健診の受診率を申し上げます。塩尻市のほうでは、4カ月健診と1歳6カ月健診、あと3歳児健診を健康診査として行ってありますが、平成24年度の受診率ですが、4カ月健康診査につきましては94.1%、1歳半健診につきましては97.9%、3歳児健診につきましては95.8%となっております。

山口恵子委員 なかなかそれぞれの子供さんの状況ですとかで、受診に来れない方もいると思えますけれども、今問題になっているのは早い時期、乳幼児期の虐待をどう発見するかということで、健診に来て直接お子さんなり、親御さんに面会をして状況が把握できればいいんですけど、受診に来れない方のフォローとか、対策はどのように追跡調査をしているのか、どんなような対策をとっているのか、その点お聞きします。

保健予防係長 塩尻市、私たちのほうでは、まず最初に新生児訪問を行いまして、新生児訪問で大体お会いできる方もいらっしゃるれば、里帰り出産されている方はそこでお会いできませんので、2カ月児相談というのに皆さんお呼びするようにしています。そこで会えないお母さんにつきましては、今度4カ月健診になるんですけども、ここで最終、虐待の一番のリスクの高いお子さんというのは乳児になりますので、4カ月健康診査でも来れないお母さんに関しましては、お電話ですとか、いろいろお誘いをするんですけども、どうしてももうお会いできないという方につきましては、家庭支援室と連携しまして同行訪問をさせていただいて状況を把握するようにしております。

山口恵子委員 担当課を超えて連携を図ってしっかり対策を図っていただくことが大事だと思いますので、ぜひ、さらに強化、対策をお願いしたいと思います。要望です。

委員長 ほかにございますか。

中原輝明委員 143ページの上段、環境と食と生活のフェア負担金ってあるじゃん。この三百余万円の負担金を出して、その効果と課題と、それで今後はどうすりゃいいか。これは毎年似たようなことをやって何か効果はあるの、どう。位置の問題もあると思うだ、場所。その辺を検証したことあるの。ただこれね、出して、あそこへ来るのは一部の、毎年は来るわ、あそこへみんな行って安いで買って来いやって、その一部の皆さんが集まるだけのように固定しちゃうといけないが、ほとんどがそうだと思う。それで、ほかの方法を考える必要がある

と、私は思うが、いかがかな。

生活環境課長 委員さんの評価ということで真摯に受けとめたいと思いますけれども、まず実質上は3,000人くらいですね、方たちが来ているのかなというふうには感じております。ただ、今年度は、環境と食と生活のフェアにつきましては、実行委員会が結成されておまして、市民の皆さんが集まって約200人くらいの方たちがですね、企画しやっております。今年度は少し形を変えてですね、環境と食にもう少し特化したやり方をしましょうということで、今、計画をし、10月6日にやる予定でございます。今回は、海産物の販売というものはですね、糸魚川あるいは南伊豆からは今回は来れないということもありまして、もうちょっと違った形でやりたいということで、ことしは学校給食レストランとかですね、そういった食に対する考え方とか、そういうものを考えてもらうための新たな取り組みをしてですね、やっているところでございます。ただ場所についてはですね、あそこがいいかどうかという、やっぱりいろんな評価がございまして。体育館でやったほうがいいのか、あそこもやったほうがいいのかというのがありますので、私どもとしましては市民交流センターもありますので、そこら辺の周辺でにぎわいの創出をしていきたいというのが、最大の目的でございます。今、委員さんの評価も含めてですね、今後もう少し考えていきたいというふうに思います。

中原輝明委員 それで、これわかっていると思う。総事業費っていうのどのくらいあるの、これ。わかってて負担金出しているでしょう。

生活環境課長 この総事業費はですね、実行委員会自体は市民の公募等で集まって来た有志の方たちでございます。原資は一つもありません。ですので、この負担金イコール事業費というようになっております。

中原輝明委員 それだで、何もなくて負担金なんて、もとがあるで負担金を出せっていうのと違うのかや。だって予算を組むにしても何にしてもそうじゃないの。何か事業するにしても負担金を出すって、原資が、負担金がないって、ゼロから始まりになるだ。そういう言葉じゃないぞ。負担金じゃないぞ。負担金ってのは、1つの事業に対してどのくらいかかるから、あなたのところはこれだけ負担してくれるっていうのが、今のそのフェアの原点じゃないの。どっかから拠出してないの、違うの。

生活環境課長 別のところから拠出金をいただいてやってるということにはなっておりません。全てがこの負担金で、全ての事業を行っているというものでございます。

中原輝明委員 まあ、いいわ。よくわかりました。

委員長 ほかに。

森川雄三委員 消防のほうの関係ね、199ページの県警の消防防災ヘリコプターの関係なんですけど、協議会負担が百二、三十万円。これはあれかね、市町村それぞれ、例えば人口割とか、そんなような形の中での負担をしていると、毎年、大体同じくらいの金額を負担していると、こういって捉えていいわけ。

消防防災課長 おっしゃるとおりです。均等割と人口割、あと基準財政需要額割等で負担。

森川雄三委員 それと、例えばことしも人捜しっていうような場面でね、県警ヘリが出動してもらったことがあったんだが、そういった出動に応じて負担金ってものはないわけですか。

消防防災課長 あくまでも県警航空隊を維持していくための人件費の負担金ですので、出動が何回あったから、その出動に対して市から幾らをとすることは一切ありません。

森川雄三委員 ない。それとですね、以前、一般質問でもあったと思うんだが、このヘリポート、市内に何カ

所かヘリポートを設置をしていきたいというようなお話があったと思うんですが、その後何となく現場って言いますかね、事故があったその現場の近くに広場があればヘリコプターですんで、ある程度応用はきくとは思うんですけども、そこら辺の設置に関しては、どのように今進められているか、計画としてあるのか。

消防防災課長 それはドクターヘリとはまた違いますよね。

森川雄三委員 あれは、ドクターヘリかい。そうか、そうか、ちょっと勘違いした。

消防防災課長 ドクヘリとの関係は直接私どもじゃないもんですから、ただ各地区ごとにヘリコプターがおりられなきゃいけないっていうところで、ここここはおりられるんじゃないかという情報は提供しましたけれども。

森川雄三委員 言われてみりゃそうですね。考え方とすりゃあね、同じヘリコプター、いわゆる消防防災もしそういう、何て言うの、遭難者というか、そういう事故でもあった場合には、連れて帰る場面もあると思うんですね。やっぱりヘリポートっていうものは、各地区に少なからずある程度定めるべきじゃないかと思うんですね。その点のお考えはどうですか。消防の。

消防防災課長 広域消防ですね。

森川雄三委員 ええ、言われてもいけんが。

企画課長 消防防災ヘリとの関係は、県の協議会で運行しております。広域消防局も管内のヘリポートに関しては把握をして、ドクターヘリのランディング・ポイントとして把握をしておりますんで。広域消防局管内で言いますと、ちょっと済みません、件数的なものは今手元にありませんけれども、塩尻市域で言えば各地区には最低1つはヘリポートとして登録がされております。ドクターヘリに関しましては、ランディング・ポイントでヘリポートがなくてもですね、農道でも進入角度が確保できればおける。それはパイロットの判断でやるということでございます。ただ常時登録してあるヘリポートについては、広域消防局で確認をしているという状況でございます。

森川雄三委員 了解。

委員長 ほかにございますか。

山口恵子委員 環境保全費についてお聞きします。環境保全に関しまして、24年度取り組んできた、あと今後の方針ということで決算説明資料の62ページを見ますと、今後の方針がC、事業の規模・内容、または見直しの検討ということでCがついているわけですけども、これについて説明をお願いします。

生活環境課長 まず1点、課題として挙げさせていただいておりますエコふぁみりーの関係のですね、もう少し積極的に取り組める方法はないかということを探りたいということを書いてございますが、実はエコふぁみりーというのは、こういったチェックシートをですね、各学校の皆さんたちにお配りをいたしまして、お母さん、お父さんたちと一緒に、自分のところの電気を消すとか、テレビを消すとかということを点数をつけてですね、チェックするということを今やっております。それは、まず自分が家族の中で私は何をやるっていうのを宣言してもらいまして、その宣言がきちんとできたかどうかということをやってもらって、誰々ちゃんは何ができた、誰々ちゃんは何ができたということをお母さんやお父さんが見守りながら、その省エネ活動を進めるということになっております。そういった活動をですね、実はこの今のチェックシートは3カ月分になっておりまして、夏休みを中心に今これをお配りしてやっているところでございますが、この3カ月持続なかなかできないっていう課題もちょっと見えてまいりまして、そういった子供たちが取り組みやすい方法をもう少し考えて

いきたいなど。この意味というのはですね、いわゆる省エネ活動の見える化なんですね、自分は何をやったかという見える化をやるものですから。そういったことの意識をもっともっと深め、あるいは興味を持ってできるようなシートのつくり方とか、そういうことを研究していきたいということで1点でございます。

それから、省エネ、これまで太陽光発電の補助金ということで進めてまいりました。私ども塩尻市は日照時間が長いということで、新エネルギービジョンの中でも太陽光発電のことを中心に平成12年からだったでしょうか、進めてきておりますけども、これも固定価格買い取り制度ができてですね、ここで一気に普及ができましたが、こういった特性を生かしながら省エネ活動にですね、もう少し特化した、シフトしたですね、やり方というものも研究していかなくちゃいけないんじゃないかということで、6月のたしか議会の中でもですね、省エネ活動の見える化ということをもっと研究していく必要がありゃないかということで、Cという内部評価でございますがつけて、頑張っていきましょうということで考えておるところでございます。

委員長 よろしいですか。

山口恵子委員 太陽光システムの補助金に関して見直してというようなことですが、これはすごい人気がありまして、結構皆さん、たくさん利用していただいていると思うんですけど、これもどういった形で見直しをして、予算を削るのか、内容をもうちょっと変えるのか、その辺、お考えになってることはありますか。

生活環境課長 今回補助金につきましては、それまでの15万円限度額っていうのを8万円にさせていただきました。現在198の申請がございまして、今、補助金はなくなっている状況でございます。昨年の買い取り制度ができたばかりのときにはですね、6月でかなりの要望があって補正したっていう経過がありますけども、少しもう落ちついてきたかなっていう状況が見えます。消費税の値上がりの部分もあったり、いろいろなことを検討する中では、落ちついてきたかなという感じを受けております。そういった中で、そういったものを生かしながらプラスアルファの何かをやったらどうかなってことをちょっと少し研究する必要があるかなと思っております。例えばですね、できるかどうかちょっとわかりませんが、家庭内のHEMSと申しますか、ホームエレクトロマネジメントシステムっていうものも、今、出ているようでございますが、またそういうものとか、コンセントに入れて今どのくらい電気を使っているとか、そういう見えるものとか、そういったものをちょっと工夫しながらですね、いきたいなというふうに考えております。それは、実は太陽光を入れた方もですね、省エネ活動に非常に関心を高められたということもありますので、少しそういったところも注目していきたいなと、こんなふうに考えております。

委員長 いいですか。ほかにございますか。

中原輝明委員 火葬場の問題なんですが、先ほどの話の中では4つあって、これは想像だけでも4つをフルに使わなくて、いつでも4つを使えるように、稼働できるようにしておいて、休ませているという考え方でいいの。

生活環境課長 私の説明がちょっと不足だったかもしれません。火葬場は4つの火葬炉というものがございまして、3つは人のために、人を火葬するものでございます。もう1つは汚物炉と申しまして、今は少なくなりましたが、子供を生んだ後のえなですね、こういったものを火葬する場所になっております。ですから人体を火葬するのは3つでございます。これを大体1日2体から3体、多いときは4体やっておりますけども、これは1炉、2炉、3炉、入れかわり、順繰りにやっておりますので、満遍なくですね、炉を使っているという、今の現状でございます。

中原輝明委員 その汚物って、今の使用するのは汚物以外には、人体は焼ける炉ではないと、こういうこと。

生活環境課長 斎場のホールに行ってくださいますと、棺桶を入れるところは3つしか口がございませんので、それはないのと、人体を焼くような形に炉はなっていないもんですから、あくまでも3つの中でもってローテーションで火葬していくというものでございます。

中原輝明委員 まあ、いいや。ありがとう。

委員長 ほかにございますか。それでは、先ほどの説明。

健康づくり課長 先ほどの柴田委員さんのA E Dの関係、係長のほうから説明させます。

健康支援係長 健康増進事業費の137ページのA E D使用料の関係ですが、A E D 10基分のリース料であります。このうち5基につきましては、24年度7月新規に設置したものでございます。よろしく申し上げます。

柴田博委員 はい、いいです。

委員長 それでは、ここまで203ページまでは、以上にしたいがよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

委員長 それじゃ、終了いたします。

それでは、次に移ります。歳出12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、それから財産に関する調書までの説明を求めます。ちょっと入れかえの関係でかわってください。

財政課長 それでは決算書の252、253ページをお願いいたします。12款公債費から説明をさせていただきます。253ページの備考欄にございます元金でございます。30億7,100万円余でございます。前年度の決算額より1億7,000万円余増額になっております。ただこのうち繰上償還分元金償還金2億200万円余でございますが、これが前年度の繰上償還分より1億4,000万円余増額になっておりますので、通常分の起債の償還額につきましては、前年度より3,390万円余の増というものでございます。この増につきましては、例えば塩尻駅周辺整備事業の起債の償還が始まったことによる影響によるものでございます。なお、繰上償還につきましては、24年度は5%以上の金利の財政融資資金を民間資金に借りかえを行いまして、このことによりまして、今後発生する利子を約2,500万円余軽減することができたものでございます。

次の利子につきましては、3億9,000万円余でございます。前年に比べますと、こちらのほうは、3,700万円余減額になっております。

次の公債諸費につきましては、市場公募債の利息の金利の支払手数料、銀行に支払ったものでございます。

企画課長 次の13款1項1目土地開発公社費2億1,700万円でございます。これにつきましては、公共用地取得等に関しまして、事業の円滑な推進を図るために土地開発公社に無利子で単年度の貸し付けをしまして、事業支援を行ったものでございます。以上でございます。

財政課長 最後に予備費でございますけれども、予備費につきましては、支出をしますときは実際に支出をする科目へ流用いたしますので、予備費自体の支出額というものはゼロになっております。252ページ、流用額のところ513万5,000円でございますけれども、この内訳につきましては、先ほど来から説明がございましたように9月に斎場のバグフィルターの交換のために388万5,000円、それからまた3月に地下スロープの修繕費のために125万円余を流用させていただいたものでございます。

続きまして、財産に関する調書についてお願いいたします。決算書の377、378ページをお願いいたしま

す。377、378ページは総括表でございます。まず土地につきましては、ごらんいただきますように決算年度中の増減を見ますと増が2万6千451.9平米余、それから減が1万8千854.3平米余ということでございまして、24年度末の現在高は2,070万4,292平米余という状況でございます。その右側の欄にまいりまして、建物につきましては木造、非木造、それぞれ増減がございすけれども、一番右側の現在高につきましては、前年度より2,023平米ふえまして、29万4,288平米余という内容でございます。

次のページをお願いいたします。ここからにつきましては、財産別の調書になります。これ以降、増減のありました主なものについて説明をさせていただきますので、まず行政財産の移動から申し上げます。ページにつきましては、381ページと382ページをお願いいたします。まず行政財産のうち上から6番目にございます片丘小学校の欄、見ていただきます。減が219平米というものでございます。これは空き教室を活用いたしまして片丘児童館の整備のためにここで219平米を減額をいたしまして、後に出てまいりますが同面積を児童館として増額をしているという内容でございます。その下にやはり増のところに217.09平米がございすが、広陵中学校でございます。普通教室等2教室の増によるものでございます。その下ずっと行っていただきまして、下から7番目の欄になりますが、公営住宅の君石につきましては、2,922平米余の増でございすが、これは新築による増でございます。

次のページをお願いいたします。383ページの上のところ、一番上でございすが、贅川団地Bというものがございす。場所につきましては、榎川の総合運動場の上に特定公共賃貸住宅がございすが、その裏の隣接するのり面の部分でございまして、既に住宅用地として使用していたものでございすけれども、旧榎川村からの引き継ぎを受けましたけれども、相続等の関係もございまして所有権移転が完了できませんでした。このたび、それが完了したということで、619平米の増になったものでございす。2つ飛んで緑地・公園がございす。この箇所につきましては、角前工業団地の緑地でございす。テニスコートが角前工業団地の巾にありますけれども、あそこに近い緑地でございまして、決算年度中の増を見ますと1.27平米増になっておりますが、これは地籍構成のための増でございます。また減につきましては、305.27平米になっております。これにつきましては、この緑地に隣接する事業所に用地の一部を売却したことによるため、行政財産から普通財産へ移動をしたものでございすし、そのまた一部を防災無線の鉄塔用地として用途を変更したために、この部分は減になったものでございす。

それからずっと飛びまして395、396ページをお願いいたします。396ページの下から8番目のところに片丘児童館の増額がございす。先ほど片丘小学校で説明申し上げたとおりでございます。

次のページをお願いいたします。397ページの中段より少し上、塩尻クリーンセンター、新最終処分場、最終処分場、いずれも土地につきましてはそれぞれの増額でございす。塩尻・朝日衛生施設組合の解散に伴いまして、土地は市に帰属するということになった結果のための行政財産の増という内容でございます。その下、少し飛んでいただきまして、消火栓用地2.97平米の増がございすが、箇所的には大門桔梗ヶ原1カ所分の増でございす。それから、その下2つ飛びまして防災無線用地がございす。先ほど角前工業団地のところで説明をさせていただきましたが、先ほどの行政財産から用途を変更いたしまして、防災無線用地として位置づけたというものでございす。

次のページをお願いいたします。399ページのちょうど中段くらいになりますけれども、奈良井下町駐車場

でございます。先ほど決算の中でも説明ございましたが、道の駅木曾の大橋の駐車場でございます、旧奈良井・贄川森林事務所のあったところでございます。奈良井区からの寄附を受けまして、中信森林管理局から購入をいたしまして、駐車場として整備をいたしました。建物と一緒に土地も購入したということでございますので、建物につきましては、その後解体したということで、建物の増減につきましては同面積で表示をされております。その下、人材育成エリア整備事業用地の減、地籍18万3,000平米余の減額につきましては、普通財産のほうにも計上ございますが、信州F・POWERプロジェクト事業用地として、行政財産から普通財産に移動したものでございます。その下の旧桔梗荘用地でございますが、決算年度中の増につきましては、1,158平米余でございますが、これは地籍構成の結果のための増でございます。また減につきましては、1,957平米余ございますけれども、社会福祉協議会へ売却をした分、これが1,889平米余ございますし、これは普通財産へ移動させていただきました。また、現地籍構成の減額分としてマイナス68平米余がございますので、1,957平米余という内訳になっております。

次のページをお願いいたします。401ページの下から2つ目、塩尻駅前交番用地でございます。警察用地として貸し付けるために行政財産から普通財産に移動をしたものでございます。72平米余でございます。

次のページをお願いいたします。ここからは普通財産の明細になります。先ほど行政財産からこちらの普通財産に移動したとして説明をさせていただいたもの、これは増減の欄に同面積が表示されておりますので、ごらんをいただきたいというふうに思います。

407ページをお願いいたします。ちょうど中段に建物のところに増がございます。広丘分団第2部詰所、洗馬分団第1部消防詰所につきましては、先ほど説明申し上げましたとおり新築のための増でございます。

次のページをお願いいたします。409ページであります。上から8番目ですか、旧桔梗荘跡地、それぞれ決算年度中の増減がございます。一旦普通財産にして売却したということで、こういう表示になっております。それから409ページの下から5つ目に角前緑地がございます。増の部分につきましては、売却のため行政財産から普通財産に移動した面積、同面積を隣接する事業所へ売却したため、同面積が減になっているものでございます。

次のページをお願いいたします。ちょうど真ん中のあたりにございます。塩尻駅前交番用地、それから信州F・POWERプロジェクト事業用地につきましては、先ほど申し上げました。その下に2つ飛んで、ならい荘がございます。減で288平米余でございますけれども、ならい荘の上でございますけれども給水のためのポンプ施設用地がございまして分筆してございますが、これを水道事業会計へ移管したために減となったものでございます。行政財産、普通財産の移動状況につきましては、以上でございます。

次、417ページをお願いいたします。417ページは山林でございますけれども、所有林、分収林とも24年度中の面積の変更はございません。右側の欄の立木の推定蓄積量でございますが、これは成長率を3.1%で推計をいたしまして、そこから所有林につきましては間伐分を除き、その結果合計の増減高は、分収林も合わせまして7,898立米となったものでございます。

続いて418ページをお願いいたします。出資による権利でございます。決算年度中に増減のあったものにつきましては、ごらんいただくように株式会社ならい荘出資金が2,010万円の減、株式会社松本山雅出資金が500万円の増でございます。私からは、以上でございます。

会計担当課長 それでは、決算書419ページをお願いいたします。まず重要物品の基準につきまして、財務規則によりまして、自動車、それから取得価格または見積価格が100万円以上の物品となっております。その基準価格につきましては、昨年度からこれまでの50万円から100万円に改正になっております。重要物品の決算への記載につきましては、昨年度まで課別、品目別の掲載をしてきておりましたが、ごらんとおり本年度から財務システムにより作成される財産調書に関する重要物品の帳票に変えさせていただきましたので、よろしくをお願いいたします。重要物品の表につきましては、品目区分別に平成24年度中の取得、または処分などのあった物品を差引増減し、年度末現在高数を記載しております。本年度は中学校のスチームコンベクションオープンの老朽化による買いかえ、それから放射線測定器の購入、または自動車のリース満了による市の無償譲与されたものなどが主なものでございます。その合計につきましては、423ページをごらんください。決算年度中の取得等で増になった24点、それから処分等で減となったものが13点、差引決算年度末現在高は499点となっております。私のほうからは以上です。

財政課長 それでは、424ページをお願いをいたします。債権でございます。決算年度中の増減につきまして、返済金を差引き、それから貸付金をプラスしたものとにつきまして、決算年度末の現在高につきましては、そこにあるとおりでありますので、これも御確認をお願いをいたしたいというふうに思います。

次のページをお願いいたします。425ページは、基金の年度末の現在高の一覧表でございます。内容につきましては、歳出で先ほど説明させていただいたとおりでございます。また426ページから以降につきましては、各基金の運用状況でございますので、またごらんをいただきたいというふうに思います。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 それでは、10分間休憩をいたします。3時50分まで休憩とします。

午後3時40分 休憩

午後3時50分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。それでは、今説明を受けました252、253ページ、それから財産に関する調書も説明を受けておりますので、質問等ありましたらあわせてお願いしたいと思います。

中原輝明委員 100万円以上の絵画だが、そのものは何点ばかりあるの、ここに。

会計管理者 絵画は419ページのところにありまして、下から11くらいところに絵画がありますが、25点あります。この25点につきましては、写真つきでうちのほうで管理をしてございまして、どこにあるかわかるようにはなっております。

中原輝明委員 それで、資産とすりゃ、おおよそどのくらいに見積もれるだ。だって見当はつくわ、大体。

会計管理者 ここにあります25点、当時購入してあって100万円以上っていうものが登録されております。監査のときにもちょっと言われたんですけども、今、その人が亡くなってもっと金額が上がったじゃないかとかかっていう話はございまして、再鑑定をすればと思うんですけども、その費用が高くてですね、そこまでまだできないような状況です。ですので、実際に幾らかと言われると、その当時買った金額のことしかわからないっていうのが現状であります。

中原輝明委員 それは、わかった。

委員長 よろしいですか。

中原輝明委員 いいです。

委員長 ほかに。

柴田博委員 同じ重要物品の関係なんですけれども、昨年までのような形の台帳ですと、よく自動車なんかで使う部署が変わったりして変更になってるんですけども、そうすると今使っているところ前の使ってたところが両方書いてあったりとかいうような、そういう間違いが幾つもあったように記憶してるんですが、そういうような管理というのは今回こういう台帳になって、別にそういう細かい個々のやつについては台帳があって誰かが管理してるということなんでしょうか。

会計担当課長 今回の財務システムの構築に伴いまして、物品につきましてはそれぞれシステムの中で管理をしております。現在使用しているものについては、財産管理者である現在の課長等がそれぞれ管理をしております。課長のほうでその台帳を検索しますと、自分の担当している物品が全て出てくるということでございます。

柴田博委員 そうすると個々の担当の課長なりが自分の担当する部分については管理してる、それぞれがということですけど、全体的に管理してる人っていうのはいないわけですか。全部まとめて実際にうまく管理されるかどうかということを見てる人っていうのはいないんでしょうか。

会計担当課長 重要物品100万円以上につきましては、最終的には3月末にそれぞれの課から重要物品の確認をしていただいて、増減の確認も含めて4月に会計管理者のほうへ提出するようということとなっております。それで、年1回だけでなく、それぞれ9月とか年に何回かは、移動があった場合には届出をするようということ、回覧等でお流しをしまして管理をしております。

柴田博委員 そうすると、そういう個々の管理している台帳を変えた場合には自動的に、この今出されている台帳も数量が変わってくるということ。これまた新たに手入力に入れるということですか。

会計担当課長 物品の移動につきましては、備品購入費で購入しますと財務システムのほうから購入という手続きをするわけですけども、そのデータが残りますので、備品のデータが届出をしてないよっていう、そういうリストもうちのほうで管理ができて、先月購入した備品がまだ登録してないよということで、そういう管理は会計課のほうでさせていただいておりますし、それから、買いかえ等によって処分等した場合については、これについても買いかえということで事前にわかりますので、これも担当課のほうに話をしまして、届出をするようにしております。それから人事異動等あったりして物品が課等で変更になった場合、所管がえと言いますけれども、それについてはうちのほうちょっと把握はできませんけれども、3月の大きい異動のときには、机等、それからキャビが移動しますので、そのときは担当の会計課のほうで、直接課のほうへ出向きまして、確認をさせていただきます。

柴田博委員 今出されている重要物品のこの一覧表っていうのは、自動的に出されてくるものなの。それとも改めてこの表をつくっているんですか。

会計担当課長 現在決算書のほうに出されております重要物品については、システムのほうで打ち出される帳票ということで、移動があれば自動的にこの数字も変わるということになります。

柴田博委員 わかりました。

委員長 それじゃ、去年までのようないろんな不備というか、そういうことはなくなるっていう理解でいいわけですか。

会計担当課長 適正に管理できるように、システムの構築によって変わっております。

委員長 ほかにございますか。ないですか。

それでは、歳出については以上で終了したいと思います。それでは今度、歳入全般についての説明を求めます。

会計担当課長 それでは、一般会計の歳入につきまして簡単に御説明をいたします。決算書の14、15ページをござんください。それからあわせまして決算説明資料の8ページ、一般会計歳入決算額比較表、それから9ページの市税徴収実績対比表をござんいただきたいと思っております。

初めに1款市税の収入済額は、前年度と比較して3億3,351万円余、3.5%の減少となりました。また、収納率につきましては、決算説明資料9ページの下から5行目にありますように、現年度課税分で98.83%、前年度より0.17%の増加、滞納繰越分で23.23%、前年度より0.41%の増加で、全体で94.98%、前年度より0.39%の増加となっております。

決算説明資料10ページをござんください。市税の不納欠損額につきましては、市税不納欠損総括表の合計にありますように2,999件、3,966万円余を法的に基づき処理をしております。これは前年度より128件減の603万円余、13.2%の減少となりました。それから税目別の決算状況ですが、主な税目につきましては、先ほど財政課長から説明がありましたので省かせていただきたいと思っております。

それでは、決算書の16、17ページをござんいただきたいと思っております。下段のほうになりますが、2款地方譲与税は、地方揮発油譲与税など3つの譲与税で、収入済額は前年度より1,909万円余、6.4%の減少となりました。それぞれ譲与税の交付等の内容は備考欄の説明のとおりでございます。

次に決算書18、19ページをござんください。中ほどの3款利子割交付金から下の5款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は、いずれも前年度より減額となりました。交付等の内容は備考欄の説明のとおりでございます。

一番下になりますが、6款地方消費税交付金から次のページ中ほど8款自動車取得税交付金までのそれぞれの収入済額は、いずれも前年度より増額となりました。交付等の内容は備考欄の説明のとおりでございます。

それから、9款の地方特例交付金、それから10款の地方交付税につきましては、先ほど財政課長から説明がありましたので省かせていただきます。

続きまして、決算書22、23ページをござんいただきたいと思っております。12款分担金及び負担金は、特定の事業に要する経費に充てるもので、収入済額は前年度より518万円余、1.2%の増加となりました。この主なものは23ページ、備考欄の中ほどにあります2節児童福祉費負担金のうち黒ポツ、保育料、その下の長時間保育等負担金、それから滞納保育料となります。その収納率は保育料で99.53%、滞納保育料で20.42%と、前年度よりそれぞれ増加となりました。なお、詳細につきましては、決算説明資料15ページを見ていただきまして、保育料収納実績表で御確認をいただきたいと思っております。

次に13款使用料及び手数料は、各課等で管理している公共施設等の使用料などです。収入済額は前年度より1億1,221万円余、41.2%の増加となりました。この増加の要因の主なものは、決算書31ページ開いていただきまして、2節清掃手数料の備考欄の中ほどにあります丸ポツ、廃棄物処理手数料、その下の埋立ごみ等処理手数料等で、合わせて9,300万円余の増額分でございます。

次に同じページの下のほうになりますが、14款国庫支出金ですが、収入済額は前年度より4億7,351万円余、15.4%の減少となりました。その収入済額の2億3,678万円余の内訳は、決算説明資料の6ページをごらんいただきまして、繰越明許の平成24年度から平成25年度への財源内訳がありますけれども、その下の国庫支出金になりますので、御確認をお願いしたいと思います。それでは、国庫支出金の減額の要因として、前年度と比較し増減のあった主なものですけれども、決算書33ページ、ごらんいただきたいと思いますが、備考欄の上から5つ目の丸ポツ、子どものための手当負担金の減額、それから次に35ページ、中程になりますが、5目商工費国庫補助金、それから、6目土木費国庫補助金の道路橋梁費、それから街路事業費にかかわる社会資本整備総合交付金などの減額、また市営住宅渋沢団地の建設にかかわる社会資本整備総合交付金などの増額でございます。次に一番下の小学校費補助金になりますが、23年度に実施しました宗賀小学校大規模改修などによる安全で安心な学校づくり交付金の減額。次に37ページ、上になりますけれども中学校費補助金の広陵中学校大規模改修による学校施設環境改善交付金の増額、それから中ほどの社会教育費補助金になりますが、23年度に実施した平出遺跡公園整備事業による文化遺産を生かした観光振興・地域活性化事業補助金の減額などによるものです。

次に決算書36ページ、お願いをしたいと思います。下のほうになりますが、15款県支出金ですが、収入済額は、前年度より5億2,877万円余、35.7%の減少となりました。この減少の要因としては前年度と比較し増減のあった主なものですけれども、決算書の38、39ページのほうをごらんいただきたいと思いますが、2節児童福祉費補助金では、檜川保育園建設に係る木造公共施設整備事業補助金、それから社会福祉法人による保育園の施設整備に係る安心こども基金事業補助金などの減額でございます。それから41ページ、お願いをしたいと思います。備考欄の上から5つ目、6つ目の介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金の減額。次に決算書44、45ページをごらんいただきたいと思います。中ほどになりますが3項委託金1目総務費委託金4節選挙費委託金ですが、23年度に実施した県議会議員選挙委託金の減額。それから衆議院議員選挙委託金の増加などが主な原因でございます。

続きまして、同じページの16款財産収入ですが、収入済額は前年度より5,996万円余、34%の減少となりました。これは23年度に中央区銀座の市有地の売却収入があったことによるものでございます。

次に決算書46、47ページをごらんいただきたいと思います。17款寄付金は、収入済額は前年度より1億2,098万円余の増加となりました。

それから18款繰入金ですが、収入済額は前年度より6,598万円余、32.4%の減少となりました。これは北小野定住促進住宅建設費に係る財産区繰入金の減少によるものです。

次に決算書48、49ページをごらんいただきたいと思います。19款繰越金ですが、収入済額は前年度より1億5,406万円余、21%の増加となりました。備考欄にあります前年度繰越金と繰越明許費繰越金は決算説明資料の4ページを見ていただきまして、一般会計の右上になります。23年度の翌年度へ繰り越すべき財源、1億9,057万円余と、その横になりますが、実質収支額6億9,868万円余の合計となります。

それでは、決算書の48、49ページに戻っていただきまして、20款諸収入ですが、収入済額は前年度より2億2,667万円余、10.5%の増加となりました。この増加の要因につきましては、決算書57ページの備考欄上から5つ目のところを見てもらいたいと思いますが、丸ポツ、決算剰余金(旧塩尻・朝日衛生施設組合分)

の増加によるものでございます。

次に決算書58、59ページをお願いしたいと思います。21款市債ですが、収入済額は前年度より9,781万円余、4.3%の増加となりました。決算説明資料28、29ページを見ていただきたいと思いますが、起債借入状況がありますので御確認ください。

それでは、最後になりますが、決算書62、63ページをごらんいただきたいと思います。平成24年度一般会計の歳入合計の収入済額は、市税等の確保と有利な起債の活用に努めました結果、前年度より3.7%の減少となりました。雑駁ですが、以上をもちまして歳入につきまして説明を終わります。

委員長 それでは今、歳入全般について説明を受けましたが、質疑を行います。委員の皆さんから質問ありましたらお願いします。

柴田博委員 最後のほうの説明で57ページの旧塩尻・朝日衛生施設組合の決算剰余金ですけれども、先ほど歳出のほうのところに出て来た朝日村への決算剰余金精算金というのは320万円余で、そのときの説明で5,839万円っていうふうに説明があったと思うんですけど、それと今ここに出ている1億1,600万円余というのは、それはどういう関係になるわけですか。

生活環境課長 この決算剰余金の1億1,600万円余とですね、何ページだったでしょうか。

柴田博委員 151ページ。

生活環境課長 歳入のもう1点、ごみの塩尻・朝日分ということで、歳入のごみ処理、ちょっと済みません、手数料収入のところでございますが、51ページでございます、51ページ。

柴田博委員 31ページじゃなくて。

生活環境課長 ええ、51、申しわけないですね。51ページじゃないな。済みません、31ページです。31ページの中段の廃棄物処理手数料(旧塩尻・朝日衛生施設組合分)この1,300万円余と今の1億1,600万円何がしが、基本的には旧朝日村、塩尻朝日から入ってくる、塩尻に入った剰余金でございます。これから歳出のいわゆる先ほどの七千六百何万円を引きまして、残った金額を朝日と塩尻に分けたと、こういうことでございます。

柴田博委員 今のはわかりました。それで、今の31ページのところの廃棄物処理手数料で下から3行目のところには7,900万円余が書いてあって、一番下の行は旧塩尻・朝日の分ということなんですけど、その7,900万円余のほうってというのは、どういうやつですか。

生活環境課長 4月1日から合併しまして、広域施設組合になりました。皆さんの御家庭から出ている埋立ごみと可燃ごみの袋の代金がありますね。これが7,900万円余、4月から3月までの売上金でございます。

柴田博委員 この分が前年までは塩尻・朝日で収入になっていたやつが、24年から塩尻市の収入になったっていう、そういうことでいいんですか。

生活環境課長 そのとおりでございます。

柴田博委員 それと、説明資料の121ページのところの普通会計の部分ですけど、歳入の内訳が書いてあるんですが、そこに手数料のところの前年と比べて175.9%ってなってるんですけど、これは今の分と考えていいわけですか。これだけ前年に比べてふえてるっていうのは。

財政課長 ええ、手数料の24年度決算、前年度に対しまして大きくふえておりますのは、今言った廃棄物処

理手数料の皆増というものが主な要因になっております。

柴田博委員 いいです。

委員長 ほかにございますか。

副委員長 47ページなんですが、市有林の市有林立木等売却収入ってあるんですが、今なかなか木を売ってもこんなにお金になるのは相当面積を売ってるのかなって思ったんですが、どのくらいの面積で、どこにそんなあれがあったかちょっと教えてください。勘違いしてるんなら勘違いですって言ってください。

委員長 勘違いってことはない。書いてあるだ。どこの担当だな。

会計担当課長 現在手元に資料がございませんので、確認をしまして報告させていただきます。

委員長 ほかにございますか。

副委員長 もう1つお願いします。決算説明資料の中の10ページで、市税不納欠損総括表っていうのがありまして、不納欠損するのはこういう場合ですよっていうことがよくわかるわけなんですけど、相当塩尻市の場合は収納課もつくりながらですね、努力されてると思うんですが、他市は大体どのくらいの不納欠損やってるのか、ちょっとそこら辺をまず教えていただきたいと思います。

収納課長 他市の不納欠損の状況でありますけど、人口的に大体近いとこですけども千曲市、千曲市は7,200万円余、茅野市にあつては1億6,700万円余、伊那市が4,200万円、諏訪市が6,800万円、岡谷市が5,400万円ほどでございます。

副委員長 今、17市の中で同じような自治体をあげると、そうとうどこも不納欠損、私どもより多いわけでございますが、収納率を上げるにですね、どんな努力をされてるんですか。これだけやっぱほかの市に比べるといいってことはですね、相当努力されてるのか、こんなようなことを工夫してますよっていうようなことがあったら教えてください。

収納課長 私どもの収納課では、税の公平性から、限られた人数ではありますが差し押さえの強化、延滞金の完全徴収を目指して財産調査等もやっております。以上でございます。

副委員長 よくわかりました。またぜひ、要はですね、これも生活保護や何かと同じですね、大阪なんかでも結構脱法してですね、そして、生活保護をもらってるというようなこともありますので、ここら辺も不納欠損されるに当たってですね、やっぱり絶対にそういうことはないとは思われませんので、今回、塩尻はないとは固く信じてますが、そういうことのないようしっかりチェックをお願いしたいと思います。以上です。

委員長 要望でいいね。

副委員長 ええ。

委員長 ほかにございますか。

山口恵子委員 今の関連ですけれども、この表を見ますと件数は2,999件でありますけど、実人数は1,153人っていうようなことのようにですけど、生活保護とかで対応できなく制度のはざまに入っちゃって、結果的に1人の人が何件も抱えてしまってるっていうような状況があるのか、その辺おわかりになったらお聞きしたいと思います。

収納課長 生活保護の件数におきましては、そのうち135件、金額にいたしまして88万3,000円余でございます。人数にいたしましては9人ということでございます。

山口恵子委員 1人の人が幾つもの税金の滞納が重なってるっていうような本当に厳しい現状がある中で、やっぱりこういった状況をつくらないように事前に手が打てればいいんですけども、今後こういうことを防いでいくっていうような可能性としては、いかがなものでしょう。社会的には、経済的にも雇用がなかったりとか、厳しい状況もあり、なおかつ高齢化になって来てるっていうような状況もあるんですけども、その点どのように感じてらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

収納課長 不納欠損に至るまでの取り組みと経過をお話をさせていただきますけれども、督促状発付後20日を経過いたしますと、職員による訪問催告や催告書を発送し、自主納税を促しております。その上で滞納者に対しては財産を調査し、財産があれば差し押さえをして税に充当しております。また差し押さえできる財産のない滞納者は、滞納処分の停止、執行停止をいたしまして3年間収入等の回復の状況を見ます。税金には5年の消滅時効があります。執行停止をして3年が到来する前に税の5年時効が到来するものは、時効を理由にして不納欠損になります。また執行停止状態が3年間継続した場合は、時効を待たずに不納欠損となります。以上、簡単ですが。

総務部長 状況をさ。

収納課長 不納欠損の状況ですか。

総務部長 その見通しさ、見通し、どう考えているのかということ。

収納課長 申しわけございません、昨年度と比べては不納欠損は減っております。

委員長 いいですか。ほかにございますか。よろしいですか。

ないようですので、質疑を終了します。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第1号平成24年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について、当委員会に付託された部分については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第1号平成24年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

きょうの日程は、ここまでにしたいが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、あすまた10時開会でございますので、よろしく申し上げます。きょうは、大変御苦労さまでございました。

午後4時25分 閉会

平成25年9月12日(木)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 古畑 秀夫 印